

REPORT 2024

あぶくま信用金庫 ディスクロージャー誌

令和5年4月1日～令和6年3月31日



相馬野馬追 甲冑競馬(南相馬市)



あなたの街の親近バンク

 あぶくま信用金庫

！ごあいさつ

地域の皆様と一緒に考えて、
問題を解決する課題解決型金融を実践し、
地域の活性化に
全力で取り組んでまいります。



皆様には、日頃よりあぶくま信用金庫をご利用、お引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

当金庫に対するご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「REPORT2024」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和5年度を振り返ってみますと、わが国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、30年ぶりとなる高水準の賃上げ、企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し新たなステージに移行しつつありました。また、日本銀行では、「賃金と物価の好循環」が見通せるとの判断から、令和6年3月「マイナス金利政策」の解除を決定し、日本の金融政策は正常化へ向けて大きく前進しました。一方、内需の増加を維持するためには、技術革新や人材投資を通じて生産性を向上させ、賃上げや消費の促進につながる経済の好循環を確立することが課題とされております。

当金庫の主要な営業エリアである浜通り地方では、令和5年4月に福島国際研究教育機構エフレイが浪江町に設立されました。エフレイは福島をはじめ東北の復興を実現するとともに、日本の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する、世界に冠たる「創造的復興」の中核拠点として、国が設立した法人です。市町村・大学・研究機関・企業・団体等と多様な連携を推進しており、当金庫も地域復興の一翼を担うため積極的に協力してまいります。

このような環境の中、令和5年度の当金庫におきましては「あぶくま『支援力の強化と変革への挑戦』3ヵ年計画」に掲げた各施策を前年度に引き続き推進した結果、預金積金残高3,091億円、貸出金残高981億円のともに過去最高期末残高となりました。また、収益面では経常利益9億3千3百万円、当期純利益6億9千万円を計上することができました。

これもひとえに地域のお客様のお力添えの賜物と深く感謝申し上げます。

当金庫では、令和6年4月より新たにスタートする「信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して」をビジョンに掲げた「あぶくま『未来を拓く変革への挑戦』3ヵ年計画」並びに「特定震災特例経営強化計画」に掲げた各施策を強力に推進し、役職員一丸となり被災地域の復興へ向けて全力で取り組むと共に、地域密着型金融をさらに推し進めてまいります。

また令和6年11月には本店営業部がリニューアルオープンいたします。新店舗には絵画等を展示するギャラリーやイベントなどができるホール、コワーキングスペースを整備する予定です。東日本大震災からの復興の象徴として、地域経済の発展、地域の皆様の交流の場としての役割を目指してまいります。

今後ともより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

あぶくま信用金庫
理事長 太田 福裕

あぶくま信用金庫と地域社会

昭和25年設立当初から一貫して変わることのない「相互扶助」の精神。

地域のあらゆるニーズに応え、地域社会のよりよい発展をかなえるために、私たちは今後も健全な経営に取り組んでまいります。

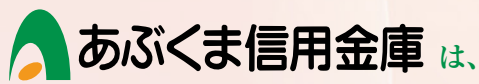


経営理念

あぶくま信用金庫は、地域社会の繁栄と地区住民の豊かな未来を創造します。

基本方針

1. 地域密着型金融の取組みを強化し、地域経済の活性化に全力で取組みます。
1. 職員は、誠意と熱意そして感謝の心で、明るい職場形成に努めます。
1. 堅実・健全な経営に徹し、強固な経営基盤の構築に努めます。

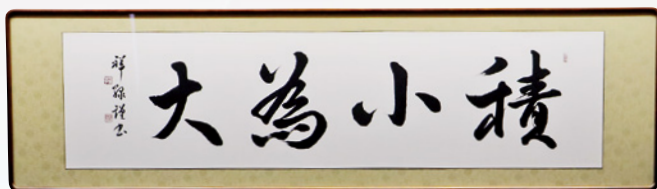


「スモール・エクセレント・バンク」として
ピンチをチャンスに変え、
小規模でもキラリと光る
金庫を目指して
地域金融機関としての
使命を果たして
まいります。

当金庫ロゴマーク



ABUKUMAのAをモチーフとし、柔らかな曲線で「柔軟」「親しみ」を表現しております。
外側の緑色は金庫カラーであり、「安全」「清潔」「クリーン」を意味し、中の丸の橙は「躍動」を意味しております。



芳賀 祥緑 書（南相馬市在住）
理事長室掲額



「薄紅桜色」石黒 磨弥子（福島市在住）
理事長室掲額

CONTENTS

ごあいさつ

あぶくま信用金庫と地域社会……………1

■地域とともに

中期経営計画、単年度事業計画……………2
地方創生への取り組み……………2～3
SDGsへの取り組み……………4～5
業績ハイライト……………6～7
お客様への支援活動……………8
令和5年度 主なトピックス……………9
お客様の利便性向上のために……………10～11
人材育成・働き方改革……………12
主な事業の内容……………13
内部管理態勢……………14～19
総代会制度について……………20～21

■コーポレートデータ……………22

■業績のご報告（資料編）……………23～43

■営業のご案内

営業店舗のご案内……………44～45
しんきんネットワーク……………46～47
あぶくま信用金庫のあゆみ……………48
預かり資産商品のご案内……………49
主な商品のご案内……………50～51
主な手数料……………52～53
主なサービスのご案内……………54

開示項目記載ページ一覧……………55

当金庫の概要（令和6年3月31日現在）

創 立 年 月 日 昭和 25 年 9 月 12 日
所 在 地 福島県南相馬市原町区
栄町二丁目 4 番地
電 話 (0244)23-5132 (代表)
ホームページ <http://www.abukuma.co.jp>
出 資 金 10,648 百万円
会 員 数 10,420 名
預 金 残 高 309,110 百万円
貸 出 金 残 高 98,180 百万円
店 舗 数 17 店舗（うち出張所 2 カ所）
常勤役員数 100 名
（役員 7 名、職員 93 名）

*本誌では、原則として単位未満切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計を表示している欄等との数値が一致しない場合があります。

あぶくま信用金庫は、
お客様・地域と共に未来へ歩んでまいります。

中期経営計画、単年度事業計画

●中期経営計画

あぶくま『未来を拓く 変革への挑戦』3力年計画

～信用金庫の真価の発揮と
地域の持続的発展を目指して～

期間 令和6年4月～令和9年3月

当金庫の中期経営計画は、社会・経済のあり方が変容し“新たな時代の転換点”に直面するなか、自己変革による変化への適応を図り、お客様への貢献並びに地域の持続的発展に貢献することを課題としています。その課題解決のため最も重要な分野を、組織の革新、持続的人的基盤の確立、DXの推進としました。職員が能力を発揮し、働きがいを感じられる組織文化、組織風土の醸成と、広がる信用金庫業務に対応できる「人的基盤」の確立、そして生産性の向上を可能にするDXの推進により、持続可能な経営を確立してまいります。

●令和6年度（2024年度）事業計画

令和6年度の事業計画では、下記の重点施策を強力に推進し、役職員一丸となって地域経済の力強い回復に全力で取り組んでまいります。

〈重点施策〉

- ①事業者支援の推進
- ②DX推進によるお客様サービスの向上および業務の効率化
- ③持続可能な経営基盤の強化
- ④「働きがい」を感じられる組織風土の醸成
- ⑤将来へ向けた店舗戦略等
- ⑥金融犯罪防止等の社会的課題への取り組み

特定震災特例経営強化計画

1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化
2. 被災者への信用供与及び支援
3. 被災地域における復興支援
4. その他地域経済の活性化

地方創生への取り組み

まちづくりに資する事業への寄附

当金庫では、地域密着総合連携協定を締結している市町村と連携した取り組みの推進、ならびに SDGs の達成に向けて、企業版ふるさと納税を活用しております。

令和5年度は、富岡支店開設70周年ならびに広野支店開設50周年の節目に際して、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行いました。



富岡町

寄附対象事業

「新たなひとの流れをつくる事業」

将来的に移住へとつながる「交流・関係」人口の創出及び拡大、新たに町に住んでみたい方々への支援等に活用されます。



広野町

寄附対象事業

「まちづくり・賑わい創出事業」

（全ての世代が安心して住み続けることができるまち事業）

防災事業、スポーツ振興事業、イベントの開催等に活用されます。



教育機関への支援

当金庫は、社会貢献活動の一環とSDGsの理念に基づき、学校生活をより充実したものにいただくための教育支援を行っております。



令和5年6月15日、大熊町（町立学び舎ゆめの森認定こども園）へ寄附金100万円を贈呈いたしました。



令和5年10月13日、福島県立相馬支援学校へ教材一式を贈呈いたしました。

軟骨伝導イヤホンの導入

当金庫は、耳の聞こえにくいお客様にも安心してご利用できるように、窓口で職員との会話の際にご使用いただける「軟骨伝導イヤホン」を令和5年8月9日全店に導入しました。

軟骨伝導は、耳の入り口付近にある軟骨に振動が当たって耳の中に音源が発生すると、そこから空気の波を通じて鼓膜が震え、音が聞こえる仕組みです。音漏れが少なく、お客様のご相談内容が周囲に聞こえてしまうといったリスクを減らす効果が期待されています。



地域で役立てていただくために、地域密着総合連携協定締結の下記13市町村へ同日寄贈いたしました。

南相馬市 相馬市 新地町 浪江町 亘理町 広野町 檜葉町
飯舘村 大熊町 双葉町 富岡町 葛尾村 山元町

防災への取り組み

認定特定非営利活動法人 日本防災士機構が認証する「防災士」に当金庫職員3名が認証登録いたしました。防災士は自助・共助・協働を原則とし、減災と社会の防災力向上のための活動が期待されています。

また、当金庫では令和3年7月に南相馬市と「災害時における支援協力に関する協定」を締結しており、災害発生時には本部、小高支店、東支店を一時避難場所として提供することとしております。

今後も当金庫は地域における防災や災害発生時の協力体制構築などを進めてまいります。



SDGs への取り組み

福島県8信用金庫は、国連が掲げる持続可能な開発目標「SDGs」の目指す理念に賛同し、2020年4月『SDGs共同宣言』を公表しました。

福島県8金庫『SDGs共同宣言』

福島県内の8金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し地域社会の一員として各金庫の経営理念および地域特性を踏まえながら、福島県の地域経済の持続的発展に向け連携して取り組むことを宣言します。



SDGs活動方針

地域経済

- 経営支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチ等への取組
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達の提供
- 中小企業者に対する融資商品「地域創生支援ローン」の取扱
- 信金中金と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- 保証協会・信金中央金庫との連携による勉強会の実施
- SDGsの取り組みを支援する融資商品「SDGsサポートローン」の取扱

SDGs目標



地域社会

- 福島県しんきんゼロネットサービスの取組
- 特殊詐欺被害防止への取組
- 高齢化社会に向けた各種相談会の実施と「後見支援預金」の取扱
- 「子供の安全・安心ふくしまネットワーク」への協力（警察との連携強化）
- 地公体・企業との包括連携協定の締結による取引先の成長と地域経済の活性化
- 子供たちの金融教育支援「マネースクール」の実施
- 子供の未来応援国民運動への参加（古本募金、職員募金活動の実施）
- 認知症サポーターの配置



地域環境

- 地球温暖化防止対策推進のため「福島議定書」への参加
- 一斉クリーン作戦の共同実施
- クールビズ・ウォームビズの共同実施
- 災害用備蓄品の配備
- ペーパーレス化への取組
- CO₂ 排出量算出クラウドサービス「e-dash」の取り扱い



脱炭素化への取り組み

- ①CO₂排出量可視化のクラウドサービス「e-dash」によるCO₂排出量の計測
- ②建物照明のLED化
- ③トヨタの燃料電池自動車「MIRAI」の小高支店、浪江支店への導入
- ④窓口タブレット端末導入による伝票レス化
- ⑤DX推進によるペーパーレス化
- ⑥お客様の脱炭素化に向けた「あぶしんSDGsローン」の提供による資金供給
- ⑦「e-dash」を開発するe-dash株式会社との連携による、お客様のCO₂排出量可視化・削減に向けたサポート



当金庫二酸化炭素 (CO₂) 排出量の計測

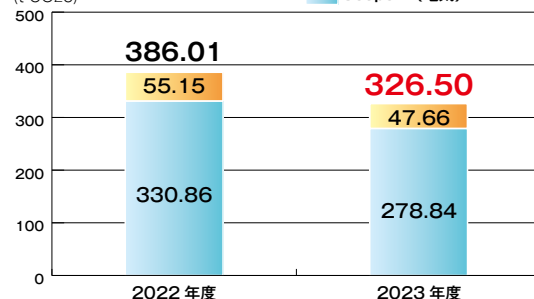
(t-CO₂e)

	2022 年度	2023 年度	増減	削減率
Scope1 (ガス・ガソリン他)	55.15	47.66	△ 7.49	△ 13.58%
Scope2 (電気)	330.86	278.84	△ 52.02	△ 15.72%
排出量合計	386.01	326.50	△ 59.51	△ 15.41%

CO₂ 排出量の推移

(t-CO₂e)

Scope1 (ガス・ガソリン他)
Scope2 (電気)





地域貢献の取り組み

取り組み事例1



災害発生時の減災に向けた植樹活動

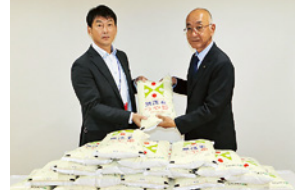


令和5年6月11日、南相馬市原町区北泉の海岸で行われた「第11回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」に参加。

取り組み事例2



食糧支援



令和5年10月6日、富岡町社会福祉協議会へ災害支援物資として備蓄している無洗米100kgを寄贈。



令和6年2月19日、フードドライブキャンペーン『ふくしまみんなのSDGs子ども食堂支援「笑顔の広場」』へ、災害支援物資として備蓄している無洗米100kgと役職員が持ち寄った食品を寄贈。

取り組み事例3



各種地域行事への積極的な参加



令和5年5月25日と令和6年3月12日、国の重要無形民俗文化財に指定されている「相馬野馬追」の開催に役立ててもらおうと、相馬野馬追執行委員会に協賛金を贈呈。



相馬野馬追盆踊りバレード



相馬野馬追御行列



小高秋祭り



浪江十日市

取り組み事例4



スポーツ振興による地域貢献



第7回あぶくま信用金庫杯
パークゴルフ大会
令和5年7月13日
東武パークゴルフ場



第1回あぶくま信用金庫杯
卓球大会
令和5年9月10日
まるさん・あったまるアリーナ



第3回あぶくま信用金庫杯争奪学童野球大会
令和6年3月16日～17日
南相馬市北新田野球場 他



取り組み事例5



マネースクール等の金融教育



小高産業技術高等学校
令和5年7月19日、令和6年1月22日



福島県立相馬支援学校
令和5年9月29日



南相馬市立原町第一小学校
令和5年11月1日
(日本銀行福島支店様と共同開催)

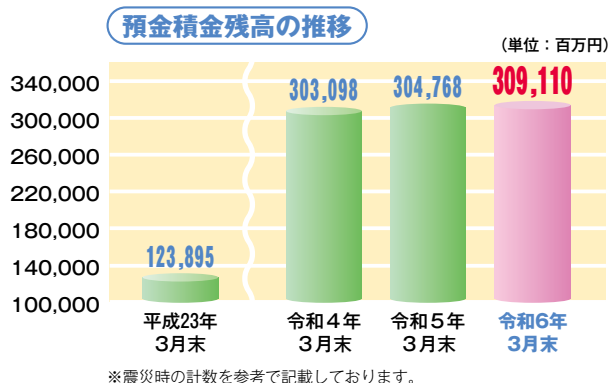
業績ハイライト

預金積金・貸出金の状況

預金積金

令和5年度 預金積金残高 **3,091億円**

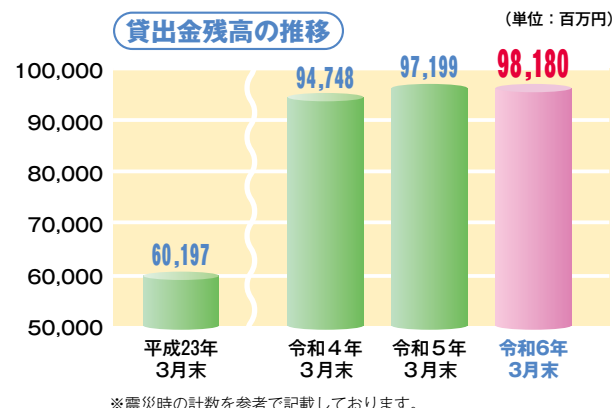
預金積金残高は、対前年度比43億円増加し、3,091億円となりました。



貸出金

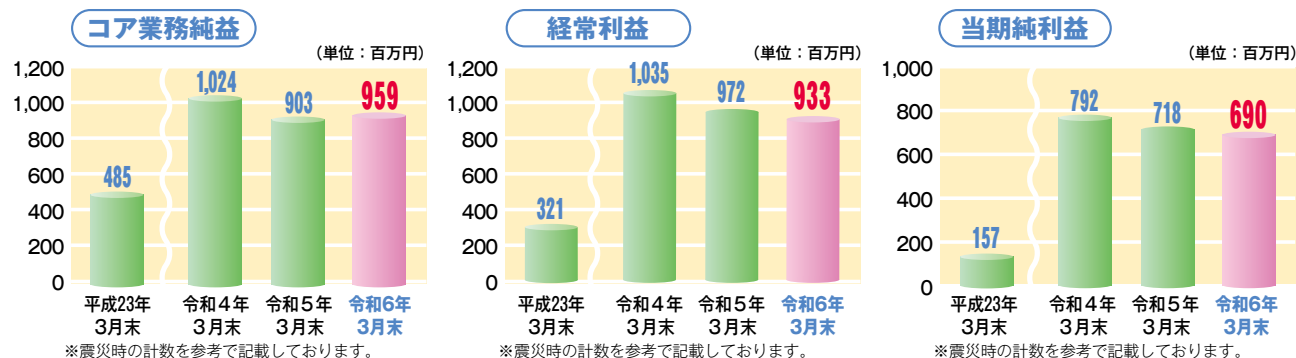
令和5年度 貸出金残高 **981億円**

貸出金は事業拡大に向けた設備投資や運転資金への応需により対前年度末比9億円増加し、981億円となりました。



損益の状況

令和5年度の業績は、おかげさまで当期純利益 **6億9千万円** を計上することができました。



自己資本の状況

令和5年度の自己資本額は、利益の積上げにより
371億4千1百万円 となり、財務基盤は万全と
 なっております。
 また自己資本比率は、国内基準である4%を上回る
33.61% となっております。

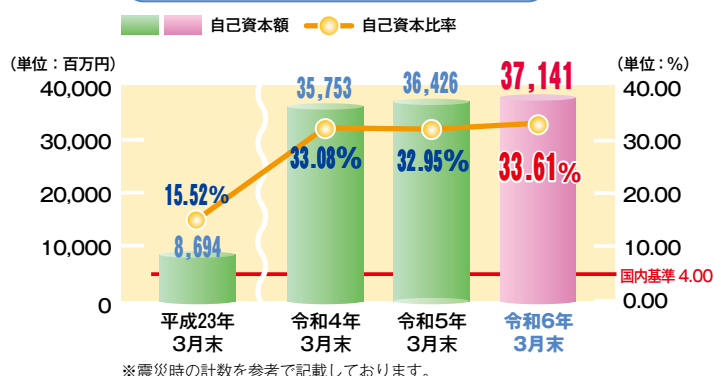
自己資本比率について

優先出資（公的資金）を除いた

自己資本比率は **15.51%** *です。

※自己資本額 371 億円より優先出資総額 200 億円を控除し算出

自己資本額・自己資本比率の推移





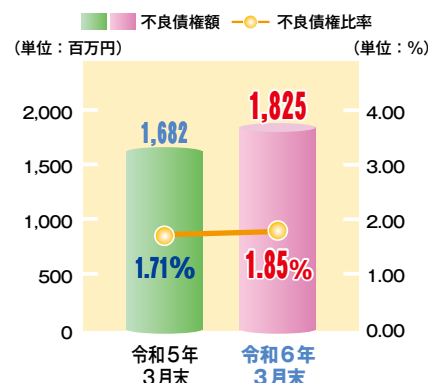
開示債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年3月	419	419	175	244	100.00%	100.00%
	令和6年3月	456	456	202	253	100.00%	100.00%
危険債権	令和5年3月	608	576	220	355	94.78%	91.83%
	令和6年3月	562	548	192	355	97.57%	96.32%
要管理債権	令和5年3月	654	471	403	67	72.04%	26.93%
	令和6年3月	807	674	547	127	83.56%	48.93%
三月以上 延滞債権	令和5年3月	1	0	0	0	14.50%	10.76%
	令和6年3月	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	令和5年3月	652	471	403	67	72.17%	27.02%
	令和6年3月	807	674	547	127	83.56%	48.93%
小計 (A)	令和5年3月	1,682	1,467	800	667	87.24%	75.68%
	令和6年3月	1,825	1,679	942	736	91.99%	83.45%
正常債権 (B)	令和5年3月	96,586	—	—	—	—	—
	令和6年3月	97,122	—	—	—	—	—
総与信残高 (A) + (B)	令和5年3月	98,268	—	—	—	—	—
	令和6年3月	98,948	—	—	—	—	—

不良債権額及び不良債権比率の状況



経営改善支援

令和5年度経営改善支援先の取り組み実績

当金庫では、取引先企業の経営目標や経営課題の解決に向けて、外部専門機関とも連携し、各ステージに合わせたコンサルティング機能を発揮し、最適な提案を行うことにより支援を図っております。

(単位：先数、%)

債務者区分	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先 a	aのうち 期末に区分が 上昇した先 β	aのうち期末 に区分が変化 しなかった先 γ	aのうち 経営改善計画 を策定した先 δ	経営改善 支援取組率 a / A	ランク アップ 率 β / a	経営改善 計画策定率 δ / a
正常先	682	2	—	—	2	0.2%	0.0%	100.0%
その他要注意先	277	16	1	—	15	5.7%	6.2%	93.7%
要管理先	9	2	—	—	2	22.2%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	13	1	—	1	1	7.6%	0.0%	100.0%
実質破綻先	11	1	—	—	1	9.0%	—	—
破綻先	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	992	22	1	1	21	2.2%	4.5%	95.4%

(注)みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

経営者保証に関するガイドライン

経営者保証に関するガイドラインへの取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項 目	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	187件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	34.88%
保証契約を解除した件数	20件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件

お客様への支援活動

当金庫では、「地域密着型金融の取組みを強化し、地域経済の活性化に全力で取り組む」ことを基本方針とし、さまざまな視点から支援を行っております。

中小企業への支援

創業支援

当金庫の取引先であるはらまちスマイルクリニック様は令和6年6月、南相馬市原町区に小児科を中心とした診療所を開業いたしました。南相馬市では東日本大震災と福島第一原発事故後、小児科の診療所がありませんでした。この課題に真摯に向き合った院長の山下匠様は「相双地区の子供たちの力になる」という使命感のもと、地域住民が気軽に受診できる診療所を目指し独立されました。

現在のはらまちスマイルクリニック様は、小児科の診療だけでなく、南相馬市内初の病児保育の機能も備えております。子供が病気で保育園に預けられず、保護者が仕事を休まなければならないという課題に応えようと、診療所スタッフには看護師に加えて保育士も配置しています。今回、当金庫でははらまちスマイルクリニック様の創業サポート及び創業資金の提供を行いました。

今後も「地域のための信用金庫」として創業者様の夢の実現に寄り添い、全力でサポートしてまいります。



問題解決支援

当金庫は、一般社団法人日本金融人材育成協会が認定する「企業経営アドバイザー」を6名配置いたしました（令和6年6月末現在）。企業経営アドバイザーは、経営者の一番の理解者となり、真の経営課題を事業性評価の手法（ローカルベンチマーク・経営デザインシートを活用した対話）を用いて発見・整理し、解決に導く役割を担います。また、企業の「総合診療医」として、地域企業の元気（＝稼ぐ力）を引き出すために経営・事業を総合的な観点から診断し、必要に応じて様々な専門家との連携を図りながら、持続的な成長のための適切な処方箋を出すことができる専門家です。

当金庫は、中小企業の「総合診療医」を配置することによって、経営者の頼れる相談者として、地域の活性化や地方創生に貢献してまいります。

お客様向けのセミナー開催

当金庫では金融・経済情勢など様々なテーマのオンラインセミナーを開催しております。

令和5年度は大和証券株式会社 金融市場調査部 チーフストラテジスト 谷 栄一郎様、シニアエコノミスト 山本 賢治様、チーフ為替ストラテジスト 多田出 健太様の3名（肩書はセミナー当時のもの）を講師に招き、「経済・金利・為替見通し『日米欧』」をテーマに、パネルディスカッション形式で開催しました。

セミナーでは、消費者物価の見通しを金利や為替の観点から解説していただき、今後の日米欧の経済動向の見通しについて話されました。

当金庫は、お客様の資産形成のため、今後も各種セミナーを通じて、お客様のニーズに沿った金融サービスや情報提供に努めてまいります。





令和5年度 主なトピックス

令和5年4月から令和6年3月までの、あぶくま信用金庫の主な活動をご紹介します。

令和5年	
4月23日	・第9回ツール・ド・かつらおへボランティア参加
5月25日	・相馬野馬追執行委員会へ協賛金贈呈
6月11日	・第11回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭への参加
6月12日 ～13日	・第26回あぶくまくらぶ旅行の実施
6月15日	・大熊町へ寄附金贈呈 ・福島県内信用金庫一斉クリーン作戦の実施
	
6月16日	・第73期通常総代会の開催
7月13日	・第7回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会の開催
7月19日	・第2回あぶしんマネーハイスクールの開催（福島県立小高産業技術高等学校）
7月29日	・相馬盆踊りパレードへの参加
7月30日	・相馬野馬追御行列への参加
8月7日	・「双葉支店・夜の森支店・大熊支店」が富岡支店内の店舗内店舗として営業再開
8月9日	・窓口用軟骨伝導イヤホン全店導入および13市町村へ寄贈
8月23日	・第5回あぶしん資産運用セミナーの開催
9月10日	・第1回あぶくま信用金庫杯卓球大会の開催
9月29日	・あぶしんマネースクールの開催（福島県立相馬支援学校高等部）
9月30日 ～10月1日	・Out of KidZania in ふくしま相双 2023 へ参加
	

10月6日	・富岡町社会福祉協議会へ無洗米を寄贈
10月11日	・福島県内信用金庫一斉クリーン作戦の実施
10月13日	・福島県立相馬支援学校へ教材贈呈
11月1日	・日本銀行福島支店様とあぶしんマネースクールを共同開催（南相馬市立原町第一小学校）
11月8日	・ビジネスマッチ東北 2023 へ参加
11月21日 ～22日	・2023“よい仕事おこし”フェアへ参加
12月2日	・雲雀ヶ原陸上競技場周辺清掃ボランティア参加
12月6日	・新地支店開設40周年
12月18日	・富岡町への企業版ふるさと納税を活用した寄附
12月24日	・富岡支店開設70周年

令和6年	
1月16日	・広野町への企業版ふるさと納税を活用した寄附
1月22日	・第3回あぶしんマネーハイスクールの開催（福島県立小高産業技術高等学校）
2月19日	・フードドライブキャンペーンへ協力（食品寄贈）
3月2日	・若手職員による投信ロールプレイング大会の開催
	
3月11日	・広野支店開設50周年
3月12日	・相馬野馬追執行委員会へ協賛金贈呈
3月16日 ～17日	・第3回あぶくま信用金庫杯争奪学童野球大会の開催

第26回あぶくまくらぶ旅行 「北海道新幹線で行く初夏の函館」

令和5年6月12日～13日実施

新型コロナウイルスの感染拡大により中止しておりましたあぶくまくらぶ旅行を4年ぶりに開催いたしました。約150名が参加し、五稜郭タワーや函館山からの夜景など函館観光を満喫いたしました。



お客様の利便性向上のために

あぶくま信用金庫では、皆様から愛される金融機関を目指し、毎年「お客様アンケート」を実施しております。令和5年度も、多くのお客様から貴重なご意見・ご要望を頂戴することができました。お客様の声を真摯に受け止め、より一層の金融サービス向上に向けて努力してまいりますので、今後もご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

お客様アンケートの調査結果について

調査対象：窓口ご来店のお客様および渉外担当者による訪問先

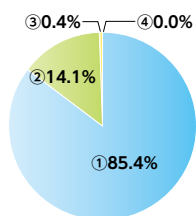
調査方法：無記名による回収箱への投函および渉外担当者による回収

実施時期：令和6年1月～令和6年3月

回答数：487件

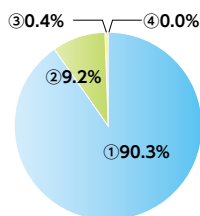
1. 当金庫の各種業務、サービス等の提供について、総合的な評価はいかがですか？

①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満



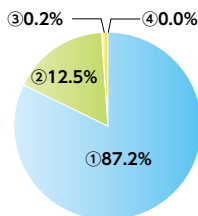
2. 窓口・渉外担当者は、明るい笑顔とぬくもりのある挨拶で対応していますか？

①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満



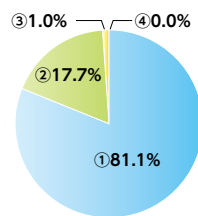
3. 当金庫職員は、ご相談・ご質問について誠意をもって対応をしていますか？

①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満



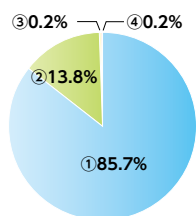
4. ご来店時の待ち時間はいかがですか？または、渉外担当者のご訪問の際の時間や約束事は守られていますか？

①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満



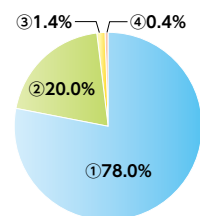
5. 商品内容等について、分かりやすく説明していますか？

①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満



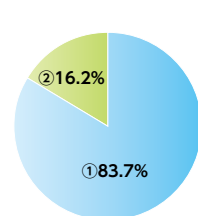
6. ATMの機能や稼働時間はいかがですか？

①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満



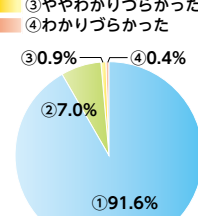
7. ご来店された際、窓口支援タブレットを利用したことがありますか？

①利用したことがある ②利用したことがない



8. 利用した際の職員の説明や使用方法はわかりやすかったですか？

①わかりやすかった ②ややわかりやすかった ③ややわかりづかった ④わかりづかった



※比率は切り捨てにて表示しております。合計が一致しない場合があります。

お客様からのご意見・ご要望

- いつも丁寧に対応していただきありがとうございます。
忙しくても常に笑顔で接してくださるのでこちらまで気持ちが明るくなります。
- 通帳のページ数を増やしてほしいです。 ● ATMの使える時間をもう少し早くしてほしい。

頂戴したご意見・ご要望をもとに、お客様の利便性向上に努めてまいります。

移動相談会の取り組み

東日本大震災および福島第一原発事故により被災されているお客様からの各種ご相談・お問い合わせ等に対応するため業務推進部内に「お客様サポート室」を設置し、富岡支店・浪江支店の職員を中心に移動相談会を開催しております。

開催場所	開始年月	受付時間	開催日	受付人員	業務内容
福島市 県営北沢又団地集会所	平成25年5月	10:00～12:00	火曜日	2名	1. 相談業務 ・ 既往貸付の返済、条件変更、新規貸付 ・ 各種相談
二本松市 石倉団地集会所	平成25年5月	10:00～12:00	木曜日	2名	2. 事務関連業務 ・ 預金の取次ぎ
郡山市 復興公営住宅東原団地 1号棟集会所	令和2年4月	10:30～12:30	木曜日	2名	・ 通帳・カード等の再発行 ・ その他



デジタルを活用した取り組み

しんきんDBを活用した商品・サービスの提案へ

当金庫は、令和5年10月より、信金中央金庫が提供するしんきんDBを導入しています。

しんきんDBは、信用金庫業界が保有する膨大なデータを集約・分析するためのデータ活用基盤です。例えば、AIによるデータ分析を通じてニーズを予測することで、お客様一人ひとりにとって最適なタイミングで最適な商品・サービスの提案が可能になります。



令和5年度は、全職員にノートパソコンを貸与するとともに、しんきんDBを活用した提案力の強化を図るロールプレイング大会を開催しました。今後もしんきんDBを活用し、お客様に寄り添った商品・サービスの提案に努めてまいります。

タブレット端末を使用した「電子サイン」導入

当金庫では、渉外担当者がお客様から現金、証書・通帳、預金払戻請求書等をお預かり、お届けする際の手続きにおきまして、タブレット端末を使用した「電子サイン」の運用を令和5年9月より開始いたしました。当金庫では今後もお客様にご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性向上とペーパーレス化による二酸化炭素の排出量削減、脱炭素社会の実現を目指し活動してまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. お客様から現金、証書・通帳、預金払戻請求書等をお預かりする際の手続きについて

従来、お客様にお渡ししていた「受取書」に替え、お取引内容をお客様にご確認頂いたうえで、タブレット端末へ「電子サイン」にてお客様のご署名をいただきます。タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にするために、お取引の内容とご署名を電子的に管理いたします。

なお、従来どおり「受取書」の発行を希望される場合は、「電子サイン」にご署名いただく前に渉外担当者へお申しつけ下さい。

2. お客様へ現金・通帳・証書・通帳等をお届けする際の手続きについて

「電子サイン」にてお預かり内容をご確認いただいている場合は、お届けの際に、お受け取りいただくものをご確認いただき、「電子サイン」にお客様のご署名をいただきます。

本店営業部の新築移転

当金庫は、令和6年11月5日に本店営業部の新築移転を予定しております。新店舗は、お客様スペースの拡大など店内設計を考慮し、店頭タブレット利用等によるDX推進により、金融サービスを一層深化させてまいります。さらに「あぶくましんきんプラザ」を新店舗内に移転し、平日に来店できないお客様への対応や事業者の経営相談等のソリューション機能を強化いたします。また、南相馬市出身の画家、安堵 蒼樹様と中島 敏明様の作品等を展示するギャラリーやイベントができるホール、コワーキングスペースを整備し、地域の皆様の交流の場の創出を目指してまいります。



建物の概要(計画中)

木質ハイブリッド鋼材4階建て

1F 営業店舗

2F 経営相談室「しんきんプラザ」

3F 会議室、交流スペース

4F コワーキングスペース、職員休憩室等

株式会社 ウッドコア様
(浪江町) が製造する
福島県産材の
集成材を使用

人材育成・働き方改革

人材育成制度

お客様へ質の高い金融サービスを提供できるよう、各種研修や資格取得による職員の能力向上に努めております。

■ 新入職員研修

新入職員一人一人に指導員(先輩職員)を選任し、きめ細かな指導のもと信用金庫人としての育成を行っております。

■ 外部講師による研修

人材教育の一環として外部団体主催のWeb研修や外部講師を招いての集合研修を行っております。



■ 資格取得の奨励

各種通信講座や資格試験の受験を奨励し、試験合格者には奨励金を支給して、スキルアップに対する支援を行っております。

〈当金庫職員の主な保有資格〉

- 中小企業診断士 ● 証券アナリスト
- 宅地建物取引士 ● 企業経営アドバイザー
- 1級ファイナンシャル・プランニング技能士
- 2級ファイナンシャル・プランニング技能士

■ eラーニングシステム

職員の自己研鑽を支援する取り組みとして、信金中央金庫が提供するSels(eラーニングシステム)を導入しております。職員の知識習得・意識向上により、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

また、育児休暇を取得した職員への職場復帰時の支援策としても活用しています。

ワークライフバランスの取り組み

当金庫は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

- 「イクボス宣言」「ベビーファースト宣言」の公表
- 健康増進(人間ドッグ・脳ドッグ検診の助成、ウォーキングキャンペーンの実施)
- ストレスチェック実施によるメンタルヘルスのケア

職員一人当たり
平均有給休暇取得日数
(2023年度)



18.20日

職員月平均
所定外労働時間
(2023年度)



1.31時間

職員平均
勤続年数
(2024年3月末)



16年6ヵ月

職員平均年齢 (2024年3月末)

職員全体 39歳0ヵ月
男性 43歳 6ヵ月
女性 32歳 10ヵ月



育児休業
取得者数・比率
(2023年度)



女性4名 取得率100%
男性2名 取得率100%

女性役席者数・比率
(主任以上)
(2024年3月末)



女性役席者 25名
比率 33.33%



次世代育成支援対策推進法に基づいた「子育てサポート企業」として、令和6年5月に「子育てサポート企業」認定通知書の交付(「くるみん認定」)を受けました。

■ 奨学金返済支援制度の創設

当金庫は、令和5年7月に職員の福利厚生向上の一環として、「奨学金返済支援制度」を創設いたしました。

同制度は、奨学金利用職員の返済負担軽減を図るとともに、勤続年数に応じた特別手当を支給し債務の返済を支援するものです。職員の奨学金返済に対し経済的な支援を行うことで、心理的な負担を取り除き、安心して働くことのできる職場環境を整備しています。



主な事業の内容

業務の種類

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付および手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1.～3.の業務に付随する次に掲げる業務
その他の業務
 - (1) 債務の保証または手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得または譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 漁業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 日本銀行
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - イ. 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
 - (9) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - 信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

- (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預かり
- (12) 振替業
- (13) 両替
- (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15) 金融等デリバティブ取引((5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (16) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)

5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務
(上記4.により行う業務を除く。)

6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付および保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (3) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
- (4) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務



内部管理態勢

内部統制基本方針

経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る内部統制基本方針を定め、有効に機能させることで適切な経営管理（ガバナンス）態勢を構築してまいります。

業務の健全性・適切性を確保するための態勢

当金庫は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全の目的を達成するため、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の

規程に基づき「内部統制基本方針」を定め、その態勢整備により「業務の健全性・適切性を確保」することとし、本方針に従って継続的に整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ 前号の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢

社会的責任と公共的使命を全うするための、全ての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考え、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動し、地域の皆様から信頼され支持されるよう努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任（CSR）と公共的使命を常に自覚し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全・堅実な業務運営に努めております。

また、当金庫が今後とも将来にわたり、地域の皆様から信頼され支持されていくためには、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動しなければならないと認識しております。組織的遵守態勢としては、本部に統括部署を設置、さらには本部各部及び営業店に「コンプライアンス責任者」を配

置し、日常業務における法令等遵守のチェックならびに教育指導を実施しており、各部店内におけるコンプライアンスの周知徹底に努めております。さらに、公益通報者保護法施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に内部通報制度に関する規程等を定め、コンプライアンス態勢を強化しております。

今後ともより一層のコンプライアンスに基づく行動を徹底し、信頼され選ばれる金融機関として取り組んでまいります。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る諸規程の整備、職員のコンプライアンス研修計画等、コンプライアンスを実現させるための実践計画で単年度更新されます。

- ① 各種研修会等の機会を通じ、コンプライアンスの啓蒙に努めます。
- ② 臨店指導を実施し、法令等遵守状況等の検証をします。
- ③ 原則として毎月1回以上勉強会を実施し、認識の強化を図ります。
- ④ 本部関係部署と連携を密にし、年4回研修会を実施します。
- ⑤ コンプライアンス・オフィサー認定取得を推進します。
- ⑥ 苦情・クレーム等の発生要因を分析し、結果をフィードバックし、再発防止を図ります。
- ⑦ 年2回定期的に、コンプライアンス定期チェックを実施します。
- ⑧ リーガルチェックの徹底・強化を図ります。
- ⑨ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の周知徹底を図ります。
- ⑩ 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の周知徹底を図ります。
- ⑪ マイナンバー制度の厳格な取扱いの周知徹底を図ります。
- ⑫ 「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理するとともに、「優越的地位の濫用」等の発生を防止し、顧客本位の業務運営の周知・徹底を図ります。
- ⑬ 「コンプライアンス6カ条誓約」カード・「交通事故を起こしたら」カードを携帯し、遵法精神の涵養を図ります。
- ⑭ 「コンプライアンス・マニュアル」の全面見直しを行います。

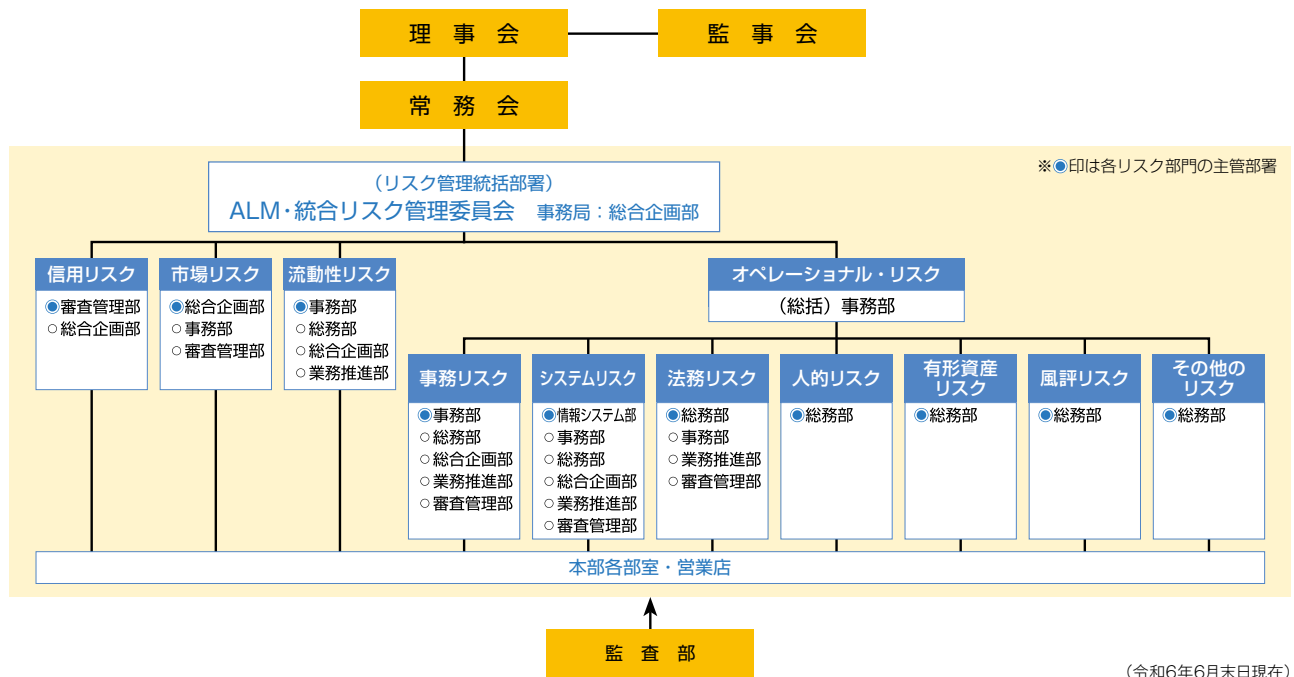


リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展など環境の変化によって、金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質的にも大きく変容しています。こうしたなか、当金庫では、リスク管理を最重要課題と位置づけ、規程、要領の整備を

強化するとともに、様々なリスクに対して的確に対応できる管理態勢の構築を図るため統合的リスク管理統括部署として、ALM・統合リスク管理委員会を設置し、経営の健全性の維持向上に努めております。

■ リスク管理体制組織図



■ 対象とするリスク

リスクカテゴリー	リスクの説明
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●金利リスク 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。 ●価格変動リスク 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクをいいます。 ●為替リスク 外国為替相場の変動によって、外貨建資産の円換算での資産価値が変動するリスクをいいます。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●資金繰りリスク 当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
オペレーショナルリスク	オペレーショナルリスクとは、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスクをいいます。 ●事務リスク 役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●システムリスク コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●法務リスク 当金庫の経営や顧客との取引等において、法令や庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、当金庫の信用失墜や法的責任追及を招き損失を被るリスクをいいます。 ●人的リスク 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。 ●有形資産リスク 地震、火災、風水害（台風・大雨・土砂崩れ・洪水）等による災害が発生した場合に、当金庫が保有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、損害・損失を被るリスクをいいます。 ●風評リスク 当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の評判を形成する内容が劣化し、顧客から見て当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって、損失を被るリスクをいいます。 ●その他のリスク 上記区分に含まれない様々なリスク、例えば犯罪等の偶発的に発生する事故・事件等をいいます。

統合的リスク管理

当金庫では、把握可能なリスクの計量化に努め、その合計である統合リスク量が経営体力以内に収まるようリスクをコントロールすることで健全性を確保すること、及び配分されたリスク資本と結果としてのリターンを対比し、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合

的なリスク管理を行っております。

計測手法は、信用リスク及び市場リスクは VaR（バリュー・アット・リスク）、オペレーショナルリスクは基礎的手法を採用しております。

金融犯罪防止への取り組み

近年、預金口座を不正に利用する「振り込め詐欺」等や、偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し等が社会問題となっております。

こうした問題に対し、当金庫では、お客様に安心してご

利用いただけるよう、各種対策を講じ、セキュリティの向上に努めるとともに、お客様の立場に立った対応を一層強化してまいります。

「振り込め詐欺」等による口座不正利用への対応

- 預金口座開設時に、お客様のご本人確認を徹底しております。
- ATM 等で行われた取引について、不正取引のモニタリングを行っております。
- 万が一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届け出ております。
- 警察、行政当局、ヤミ金融等被害者対策会議等に対し、積極的に協力のうえ、対応しております。
- 普通預金規程に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合等には、預金取引停止または口座解約を迅速かつ適切に実施しております。
- 携帯電話が還付金詐欺等に利用される事例が多発していることを受け、ATM コーナーでの携帯電話利用を制限させていただいております。

キャッシュカード、ATM等のセキュリティ対応

- キャッシュカードの磁気ストライプ上の暗証番号をクリア
- 窓口及び ATM でのキャッシュカードの暗証番号変更受付
- 偽造キャッシュカードの被害に遭われた方に真摯な対応と説明を行う体制の構築
- 日常のキャッシュカード管理の厳格化等について、ポスター、ホームページ等による啓発
- 1日あたりの ATM による引出限度額を 50 万円に一律引き下げ（IC キャッシュカードは 100 万円）
- キャッシュカードの暗証番号登録・変更時に「推測されやすい番号」を注意喚起するシステムの導入
- キャッシュカード偽造防止のための IC キャッシュカードの導入
- ATM による「異常な取引」をチェックする体制の構築
- ATM に覗き見防止フィルムの貼付け
- ATM に暗証番号入力時、テンキーナンバーのシャッフル化
- 後方確認ミラーの設置
- 詐欺被害防止のためキャッシュカードによる ATM 振込および現金出金の一部利用制限（65 歳以上で過去 3 年以上キャッシュカードによる ATM 振込および ATM での現金出金の利用がない口座）

お知らせ

詐欺被害を防止するためキャッシュカードによる ATM 振込および ATM での現金出金の一部利用の制限を変更させていただきます。

福島県内の8信用金庫は、キャッシュカードを騙し取る「カード詐欺」や「還付金詐欺」等が急増していることから「詐欺被害」を防止するため、これまでの70歳以上の対象者を65歳以上に引き下げていただきます。
これは、お客さまの大切なご預金をお守りするために実施するものであり、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

対象のお客さま	65歳以上のお客さまで過去3年以上、キャッシュカードによる ATM 振込および ATM での現金出金のご利用がない口座をお持ちのお客さまは、ご利用を停止させていただきます。
変 更 日	令和4年4月20日(水)より
そ の 他	対象口座をお持ちのお客さまがご利用を希望される場合は、営業時間内に窓口にお申し付けください。 本人確認のうえご利用が可能となります。



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、事務部を統括部署、事務部担当役員を統括責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

お客様からの苦情・紛争等への対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

苦情処理の措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しております。苦情等は、営業店または次の担当部署へお申し出ください。

あぶくま信用金庫 総務部

〒 975-0003 福島県南相馬市原町区栄町二丁目 4 番地
TEL (0244) 23-5132 FAX (0244) 24-1601

受付時間 当金庫営業日 9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL (03) 3517-5825

受付時間 信用金庫営業日 9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

紛争解決の措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（東京三弁護士会）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会

東京弁護士会紛争解決センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-0031

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）
受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00

第一東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3595-8588

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）
受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-2249

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）
受付時間 9:30～12:00、13:00～17:00

各種方針・指針等

法令等遵守方針

当金庫は、地域金融機関として高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的責任（CSR）と使命を十分に認識し、地域社会から信頼される金庫経営を確立するため、「法令等遵守態勢」の確立を経営方針の柱の一つとして経営課題に掲げ、法令等遵守を重視した企業風土の醸成に努め、新たな法令や諸規則にも適切な対応を図るために、以下のような遵守方針を掲げ態勢強化に努めることとします。

1 法令等遵守に係る方針

1. 公共的使命・社会的責任の遂行

金融機関に求められる公共的使命と社会的責任を十分認識し、自己責任に基づく健全かつ適切な業務運営を通じて、社会から揺るぎない信用・信頼の確立を図る。

2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感に基づいた誠実かつ公正な業務運営を図る。

3. 法令に準拠した規程等の整備と正確な事務処理

信用金庫法に掲げられた使命を遂行することにより社会的責任を全うし、地域社会に信頼される金融機関たるべく法令に準拠した事務取扱規程等を整備し、更にリスクに強い態勢を整えることによって正確な事務運営を図る。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

5. 不正行為の早期発見と是正

コンプライアンス違反行為の通報及び公益通報者保護法に基づく職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報へ適切に対処するとともに、不正行為等の早期発見と是正を図る。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と安易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ
 - （例）顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 - （例）運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項②営業店窓口係や渉外担当者等が口頭でお客様から取得した事項③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。
 - A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）
 - ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - ②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - ③その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
 - （利用目的）
 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

- ⑦金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ⑧お客様に対し、取引結果、預かり残高などの報告を行うため
- ⑨他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑩お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑪市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑫ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑬提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑭各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑮その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）

- ①信用金庫法施行規則第 110 条により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第 111 条により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましても、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引店までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正および利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について、当金庫所定の用紙により開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで、個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。



(リンクについて)

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報一等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

お問い合わせ先 総務部 TEL (0244) 23-5132

金融業務における個人番号及び 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」といいます。）等に基づき、次のとおり、お客様の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当金庫は、お客様の特定個人情報等を取り扱うにあたり、法及び「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当金庫が、策定し別途公表している個人情報保護宣言、当金庫の諸規程を遵守します。

2. 個人番号の利用目的

- ①当金庫は、お客様の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取扱いします。個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。
- ②当金庫の個人番号の利用目的について、以下にて公表します。
 - ・当金庫ホームページ
 - ・当金庫営業店に備え付けのパンフレット

3. 安全管理措置

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏洩、滅失または毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業員や委託先（再委託先等を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. 継続的改善

当金庫は、お客様の特定個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努めます。

5. 照会・苦情等へのご対応

当金庫の特定個人情報等に関する照会や苦情につきましては、下記の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先 事務部事務管理課 TEL (0244) 23-5132

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
- ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
- ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
- (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法

- ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項説明について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客様に対し、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

- 当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。
- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫は、取扱商品から募集人が予め定めた推奨基準・理由に基づき選択した商品をご提案する場合は、その基準・理由を適切にご説明いたします。
 - 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身保険※・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・積立傷害保険（年金払を含む）」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。（※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ））
- (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱できません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます。）

②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2)「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます。）を次の金額以下に限定させていただきます。
- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
- ①診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
- ②診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
- ③疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
- ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容及び各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関です。会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

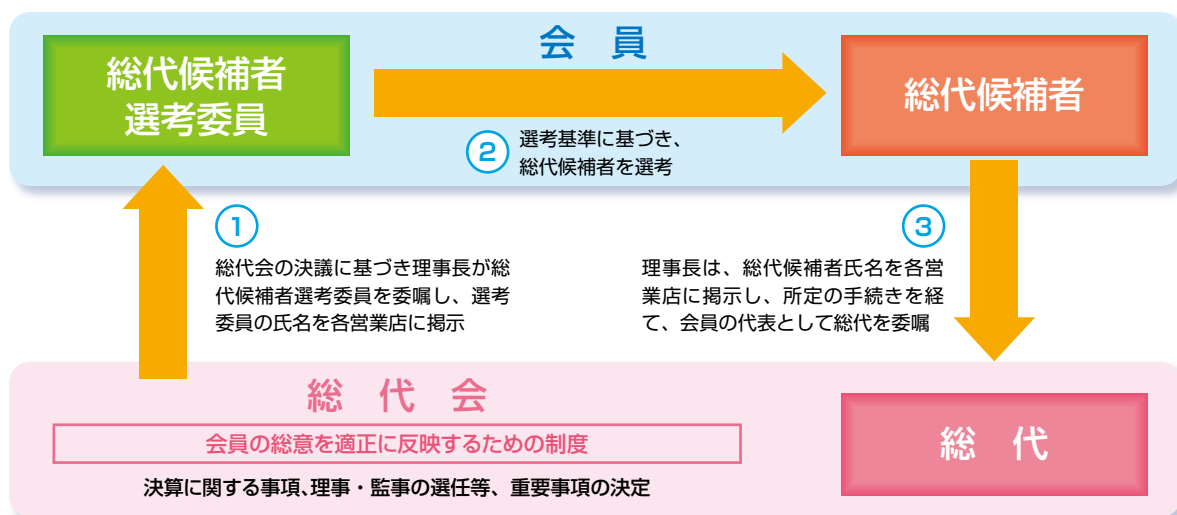
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選

任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代は、その就任時点で満74歳を超えていない者です。
 - 総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和6年6月末現在の総代数は100人、令和6年3月31日現在の会員数は10,420人です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準^(注1)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。^(注2)
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注1) 総代候補者の選考基準

1. 総代候補者は当金庫の会員でなければならない。
2. 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ② 良識を持って正しい判断ができる者
 - ③ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④ その他選考委員が適格と認めた者

(注2) 選考委員の選考基準

1. 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
2. 総代候補者選考委員の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
 - ② 地域の事情に明るく、人格、識見ともに優れている者
 - ③ その他金庫が適格と認めた者



総代会の決議事項

総代会

令和6年6月14日、第74期通常総代会を開催し、次の事項について報告ならびに付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。



●報告事項

- (1)第74期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

●決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款第15条に基づく会員の除名に関する件
第3号議案 定款一部変更の件
(1)東支店北原出張所廃止に伴う従たる事務所
の所在地変更に関する件

総代の氏名等

(令和6年6月30日現在)

区	総代数	区域別の 構成比(%)	氏 名 (敬称略、五十音順)
第1区 (南相馬地区)	47名	47.0	本店営業部 25名 石川 俊①・太田由美子②・大和田 亨②・片山 高明⑩・鎌田 淳一⑤・清信 正幸①・ 斎藤 健一④・佐藤 彬成①・庄司 岳洋⑤・鈴木 昌一⑩・関場 直隆②・ 相馬ガスホールディングス㈱②・高橋 隆助⑥・中島 照夫⑥・林 洋平②・前田 一男④・ 松本 亮真②・武者 浩幸⑥・森 大輔④・森岡 宏二②・諸井 道雄③・谷田部真敏①・ 横山真由美④・渡邊 光貴①・渡部 武裕③ 小高支店 10名 鎌田 淳②・佐々木貞雄④・佐藤大二郎②・志賀 貴幸③・林 靖④・松井 亮①・ 三上 隆③・村上 輝実②・横川 裕信①・和田 智行① 東支店 9名 井上 禄也②・遠藤 充洋④・鈴木 規義⑧・武田 重成②・但野 英治④・田原 義久⑥・ (福)南相馬福祉会③・森 里枝④・㈱モンマ① 飯館支店 3名 北原 博史①・齋藤 達夫③・濱田 光弘④
第2区 (福島地区)	3名	3.0	浪江・大熊支店 3名 鈴木 充男⑤・戸川 聡④・林 富士雄④
第3区 (浪江地区)	11名	11.0	浪江支店 8名 朝田 英洋③・石田 全史①・泉田 征慶⑦・叶 経道⑨・下河邊行高⑥・鈴木 仁根②・ 前司 昭一⑤・横山建設㈱① 双葉支店 3名 伊藤 哲雄②・田中 清明①・吉田 知成① 富岡支店 6名 猪狩 昭彦④・坂本 邦仁⑩・鈴木 洋一④・西山由美子④・早川 恒久⑥・渡辺 史③ 広野支店 4名 猪狩 和見④・大和田幹雄③・吉田 淳也①・吉田 稔④ 久之浜支店 2名 木村謙一郎④・白土 哲也⑧ 夜の森支店 3名 鹿島 栄子④・鹿股 亘①・(福)福島県福祉事業協会⑤ 大熊支店 1名 井上 文博⑪ いわき支店 6名 岩本 哲児③・大越 俊正④・白岩不二男③・鈴木 健一③・(医)博文会②・半谷 正彦② 伊藤 昇二②・太田 弘一②・㈱小野中村②・豊田 英樹①・平間 武義⑧・フレスコ㈱②・ 鏗建 祐治③・若竹 信雄②
第4区 (いわき地区)	22名	22.0	相馬支店 8名 伊藤 昇二②・太田 弘一②・㈱小野中村②・豊田 英樹①・平間 武義⑧・フレスコ㈱②・ 鏗建 祐治③・若竹 信雄② 新地支店 4名 遠藤 満④・齋藤 利宏③・目黒 博樹④・目黒 一雅① 亘理支店 5名 石垣 泰彦①・門澤 俊夫③・齋藤 忠良⑧・日幸電機㈱③・安田 健②
第5区 (相馬地区)	17名	17.0	
合計	100名	100.0	

※丸数字は総代の就任回数です。

当金庫の地区を5区の選任区域に分け各選任区域ごとに総代の定数を定めております。

1. 総代候補者選考委員の選任 ① 総代会の決議により、選任区域ごとに
会員の中から選考委員を委嘱
② 選考委員の氏名を店頭に掲示

2. 総代候補者の選考 ① 選考委員が総代候補者を選考
② 理事長に報告
③ 総代候補者の氏名を1週間以上店頭掲示
④ 上記提示について福島民報に公告 ※異議申出期間(公告後2週間以内)

3. 総代の選任

会員から異議がない場合、
または選任区域の会員数の
1/3未満の会員から
異議の申出があった総代候補者

選任区域の会員数の1/3以上の
会員から異議の申出があった
総代候補者

該当総代候補者が
選任区域の
総代定数の1/2以上

該当総代候補者が
選任区域の
総代定数の1/2未満

(a・bいずれかを選択)

a 他の候補者を選考

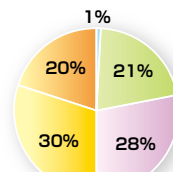
b 欠員(選考を行わない)

理事長は総代に委嘱
(※上記2以下の手続きを経て)

総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

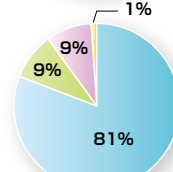
総代の年代別・職業別・業種別構成比

年代別



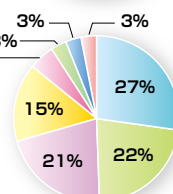
30代
40代
50代
60代
70代以上

職業別



法人代表者
法人
個人事業主
個人

業種別

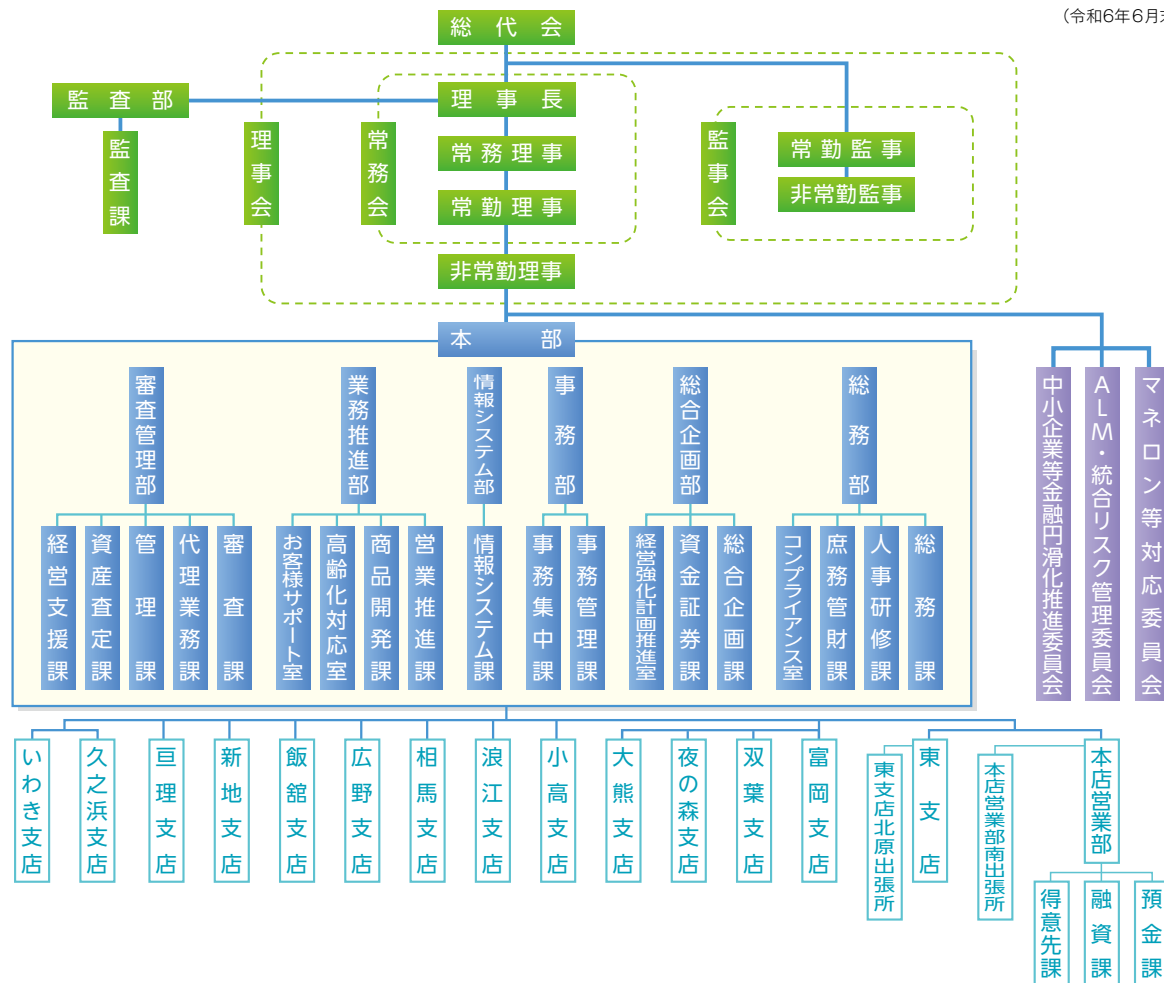


建設業・農業・林業
その他サービス業
卸・小売業
製造業
宿泊・飲食業
不動産業
運輸業
医療・福祉

※年代別の構成比は法人を、業種別の構成比は個人を除きます。

あぶくま信用金庫 組織図

(令和6年6月末日現在)



役員 (令和6年6月末日現在)

理事長 (代表理事)	太田 福裕	非常勤理事 ^{※1}	只野 裕一
常務理事 (代表理事)	折笠 晴久	非常勤理事 ^{※1}	石川 俊幸
常務理事 (代表理事)	末永 浩	常勤監事	荒 祐二
常務理事	藤村 武志	非常勤監事	鈴木 伸之
常勤理事	武田 淳一	非常勤監事 ^{※2}	平間 廣
常勤理事	阿部 高浩	非常勤監事 ^{※2}	佐藤 高義

※1 総代会の機能向上策に関する業界申し合わせに基づく職員外理事です。
 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人 (令和6年6月末日現在)

中島大公会計士事務所 公認会計士	中島 大氏
龍崎則久公会計士事務所 公認会計士	龍崎 則久氏

職員の状況及び新卒者採用実績 (令和6年3月末日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員数	96人	100人	93人
男性	58人	57人	54人
女性	38人	43人	39人
平均年齢	38歳6月	38歳6月	39歳0月
平均勤続年数	15年10月	15年9月	16年6月
新卒者採用実績	6人	7人	3人

資料編

CONTENTS

業績のご報告

財務諸表

貸借対照表（資産の部）（負債及び純資産の部）	24
貸借対照表の注記事項	25～27
損益計算書／損益計算書注記事項／	
剰余金処分計算書	28
会計監査人の監査	28
役職員の報酬体系に関する情報開示	28～29

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高（期末残高）／	
預金積金・譲渡性預金残高（平均残高）／預金者別残高（期末残高）／	
常勤役員1人当たり預金残高（期末残高）／	
1店舗当たり預金残高（期末残高）	29

為替業務の状況

内国為替取扱高	29
---------	----

貸出業務の状況

貸出金科目別残高（期末残高）／貸出金科目別残高（平均残高）／	
貸出金利別残高（期末残高）／貸出金償却の額／	
貸倒引当金の内訳／貸出金業種別・使途別内訳残高（期末残高）／	
貸出金の担保別内訳（期末残高）／債務保証見返の担保別内訳（期末残高）／	
信用金庫法開示債権	
及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	30～31

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高／	
有価証券の種類別残高（期末残高）／	
有価証券の種類別残高（平均残高）／	
有価証券の残存期間別残高／有価証券の時価情報／	
金銭の信託の時価情報／デリバティブの時価情報／	
金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項	31～33

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率／	
業務純益／	
資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り／	
受取利息・支払利息の増減／	
最近5年間の主要な経営指標の推移	34～35

経営指標

利益率／利鞘／預貸率／預証率	35
----------------	----

当金庫の自己資本の充実の状況等について （バーゼルⅢ国内基準第3の柱に基づく情報開示）

単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項	36
2. 定量的な開示事項	
（1）自己資本の充実度に関する事項	37
（2）オペレーショナル・リスクに関する事項	38
（3）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトの みなし計算が適用されるエクスポージャー及び 証券化エクスポージャーを除く）	38～40
（4）信用リスク削減手法に関する事項	40
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	40～41
（6）証券化エクスポージャーに関する事項	41
（7）出資等エクスポージャーに関する事項	42
（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	42
（9）金利リスクに関する事項	42～43

財務諸表

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
現金	2,626	2,655
預 け 金	137,240	142,038
買 入 金 銭 債 権	1,529	750
有 価 証 券	102,585	101,728
国 債	7,565	7,602
地 方 債	15,453	14,265
社 債	53,217	53,084
株 式	1,313	1,755
そ の 他 の 証 券	25,035	25,021
貸 出 金	97,199	98,180
割 引 手 形	20	50
手 形 貸 付	2,695	4,243
証 書 貸 付	93,333	91,950
当 座 貸 越	1,149	1,936
そ の 他 資 産	1,420	1,830
未 決 済 為 替 貸	41	42
信 金 中 金 出 資 金	857	1,277
前 払 費 用	18	33
未 収 収 益	396	382
そ の 他 の 資 産	106	95
有 形 固 定 資 産	1,476	1,940
建 物	347	324
土 地	939	965
リ ー ス 資 産	5	4
建 設 仮 勘 定	15	459
その他の有形固定資産	167	186
無 形 固 定 資 産	26	20
ソ フ ト ウ ェ ア	19	12
その他の無形固定資産	7	7
繰 延 税 金 資 産	672	607
債 務 保 証 見 返	901	602
貸 倒 引 当 金	△ 841	△ 897
(うち個別貸倒引当金)	(△ 599)	(△ 609)
資 産 の 部 合 計	344,838	349,454

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
預 金 積 金	304,768	309,110
当 座 預 金	1,427	924
普 通 預 金	132,120	131,794
貯 蓄 預 金	46	49
定 期 預 金	165,428	171,558
定 期 積 金	5,040	4,242
そ の 他 の 預 金	705	541
借 用 金	3,537	3,213
借 入 金	3,537	3,213
そ の 他 負 債	464	499
未 決 済 為 替 借	48	98
未 払 費 用	82	97
給 付 補 填 備 金	5	4
未 払 法 人 税 等	175	169
前 受 収 益	28	31
払 戻 未 済 金	6	11
払 戻 未 済 持 分	23	22
リ ー ス 債 務	6	4
資 産 除 去 債 務	39	12
そ の 他 の 負 債	48	46
賞 与 引 当 金	39	40
退 職 給 付 引 当 金	223	236
役員退職慰労引当金	92	91
睡眠預金払戻損失引当金	11	11
偶 発 損 失 引 当 金	8	10
債 務 保 証	901	602
負 債 の 部 合 計	310,048	313,816
出 資 金	10,659	10,648
普 通 出 資 金	659	648
優 先 出 資 金	10,000	10,000
資 本 剰 余 金	10,000	10,000
資 本 準 備 金	10,000	10,000
利 益 剰 余 金	15,557	16,233
利 益 準 備 金	2,107	2,187
その他利益剰余金	13,450	14,046
特 別 積 立 金	12,400	13,000
(店舗整備積立金)	(1,100)	(1,100)
(経営安定特別積立金)	(300)	(300)
(事務機械化積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	1,050	1,046
処 分 未 済 持 分	△ 0	—
会 員 勘 定 合 計	36,217	36,882
その他有価証券評価差額金	△ 1,427	△ 1,243
評価・換算差額等合計	△ 1,427	△ 1,243
純 資 産 の 部 合 計	34,789	35,638
負債及び純資産の部合計	344,838	349,454

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～39年
その他	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
 - 年金資産の額 1,680,937百万円
 - 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
 - 差引額(①-②) △ 89,255百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月31日現在) 0.1082%
- 補足説明
上記(1)③の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金20百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があり

ます。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫や貸駐車場に係る固定料金等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が一年超となる取引はありません。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 897百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
繰延税金資産 607百万円(繰延税金負債0百万円と相殺し、純額で繰延税金資産607百万円を計上)

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、26.に記載しております。

有形固定資産 1,940百万円
資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュフローに基づき、減損の要否の判定をしております。

営業店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの最小単位としております。

なお、遊休資産は、各資産をグルーピングの最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュフロー、割引率等において一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、将来の不確実な経済状況及び当金庫の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありません。

- 有形固定資産の減価償却累計額 2,471百万円

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	456百万円
危険債権額	562百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	807百万円
合計額	1,825百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は50百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金(定期預金)	20,000百万円
信金中金との為替決済取引等の担保	

預け金(定期預金)	3,500百万円
信金中金とのしんきん長期固定金利ローンサポート取引の担保	
預け金(定期預金)	50百万円
	地方公共団体指定金融機関保証金
有価証券(国債)	1,000百万円(額面金額)
	日本銀行との蔵入代理店契約の担保
その他資産(保証金)	0百万円
	地方公共団体指定金融機関差入担保

担保資産に対応する債務	
借入金	3,213百万円
20. 出資1口当たりの純資産額	2,410円95銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、統合的リスク管理規程、信用リスクマニュアルに基づき、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、ALM・統合リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、ALM・統合リスク管理委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程、市場リスクマニュアルにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・統合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には市場管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするため、信金中央金庫と長期固定金利ローンサポート取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、資産運用規程・細則に従い実施され、リスク管理統括部署において、バリュー・アット・リスク(VaR)を用いてパンキング勘定全体の市場リスク量が把握されるとともに、規程の遵守状況等が管理されております。

これらの運用状況は、定期的に常務会及び理事会に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは、共分散行列法(保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており令和6年3月31日現在で、当金庫の市場リスク量は(損失額の推計値、相関考慮後)は、全体で5,863百万円であります。

また、毎月バックテストングを実施し、計測方法の有効性を確認しております。

ただし、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

上記に加えて「銀行勘定の金利リスク」の枠組みに係るリスク量を市場リスク量として計測しております。計測方法については、「信用金庫施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価は10,859百万円減少するものと把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預 け 金(*1)	142,038	141,491	△546
(2)買 入 金 銭 債 権	750	750	—
(3)有 価 証 券	101,706	102,281	575
① 売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—
② 満 期 保 有 目 的 の 債 券	25,268	25,844	575
③ そ の 他 有 価 証 券(*3)	76,437	76,437	—
(4)貸 出 金(*1)	98,180		
貸 倒 引 当 金(*2)	△897		
	97,282	94,972	△2,309
金 融 資 産 計	341,776	339,495	△2,281
(1)預 金 積 金(*1)	309,110	308,927	△183
(2)借 用 金(*1)	3,213	3,181	△32
金 融 負 債 計	312,324	312,108	△215

(*1)「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の「時価」には、「簡便な方法により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)「貸出金」に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24—3項及び第24—9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注 1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。デリバティブが組み込まれた預け金については、取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借

対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額
④ デリバティブが組み込まれた貸出金については、取引金融機関から提示された価格により評価しております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)の時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果の時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額の時価としております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割引計算した割引現在価値を算定し、その算出結果の時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式(*1)	22
信 金 中 央 金 庫 出 資 金(*1)	1,277
組 合 出 資 金(*2)	0
合 計	1,299

(*1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 け 金(*)	47,050	71,500	12,000	3,000
買 入 金 銭 債 権	299	279	170	-
有 価 証 券	3,530	20,348	32,078	30,723
満期保有目的の債券	400	3,822	10,385	10,660
その他の有価証券のうち満期があるもの(*)	3,129	16,526	21,693	20,063
貸 出 金(*)	11,102	26,281	24,604	33,767
合 計	61,981	118,409	68,853	67,491

(*)期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日以後の返済予定額(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金(*)	149,019	26,059	2	98
借 用 金	324	1,292	1,237	359
合 計	149,343	27,352	1,240	457

(*)預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24. まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

種 類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	1,507	1,620	112
	地 方 債	3,064	3,299	234
	社 債	13,456	14,137	680
	そ の 他	700	719	19
	小 計	18,729	19,777	1,048
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	1,633	1,566	△66
	社 債	1,406	1,353	△52
	そ の 他	3,500	3,146	△353
	小 計	6,539	6,067	△472
合 計		25,268	25,844	575

(2) その他有価証券

(単位: 百万円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	1,553	1,117	435
	債 券	12,116	11,983	133
	国 債	505	498	6
	地 方 債	3,683	3,648	34
	社 債	7,928	7,835	92
	そ の 他	7,154	6,221	933
	小 計	20,824	19,321	1,502
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	179	191	△11
	債 券	41,766	43,877	△2,110
	国 債	5,589	6,339	△750
	地 方 債	5,883	6,405	△521
	社 債	30,293	31,132	△838
	そ の 他	13,666	14,760	△1,093
	小 計	55,613	58,828	△3,215
合 計		76,437	78,150	△1,712

なお、上記の差額△1,712百万円に買入金銭債権の差額△1百万円を加算し、繰延税金資産470百万円を調整した金額△1,243百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	261	30	-
債 券	4,405	10	4
国 債	504	5	-
地 方 債	-	-	-
社 債	3,900	4	4
そ の 他	1,208	77	-
合 計	5,876	118	4

※その他には、投資信託の解約額とそれに伴う有価証券利息配当金17百万円を含みます。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、13,643百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,028百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	167百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	64百万円
役員退職慰労引当金繰入損金否認	25百万円
未払事業税損金否認	15百万円
賞与引当金超過額	12百万円
土地減損損失損金否認	11百万円
減価償却の償却超過額	9百万円
資産除去債務損金否認	3百万円
偶発損失引当金損金算入限度額超過額	20百万円
その他有価証券評価差額金	470百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	796百万円
評価性引当額	△188百万円
繰延税金資産合計	607百万円
繰延税金負債	
その他	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	607百万円

27. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	100百万円
顧客との契約から生じた債権	100百万円
契約負債	0百万円

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	2,737,035	2,769,855
資 金 運 用 収 益	2,395,202	2,464,920
貸 出 金 利 息	1,006,164	1,026,588
預 け 金 利 息	233,695	287,622
有価証券利息配当金	1,130,855	1,127,934
その他の受入利息	24,487	22,774
役 務 取 引 等 収 益	173,869	173,471
受入為替手数料	83,473	82,582
その他の役務収益	90,395	90,888
そ の 他 業 務 収 益	28,028	38,791
国債等債券売却益	8,035	10,799
その他の業務収益	19,993	27,991
そ の 他 経 常 収 益	139,935	92,672
株 式 等 売 却 益	56,205	90,600
その他の経常収益	83,730	2,072
経 常 費 用	1,764,910	1,836,332
資 金 調 達 費 用	82,450	90,215
預 金 利 息	64,110	73,514
給付補填備金繰入額	2,392	2,169
借 用 金 利 息	15,947	14,531
役 務 取 引 等 費 用	91,729	91,651
支払為替手数料	24,483	24,912
その他の役務費用	67,245	66,739
そ の 他 業 務 費 用	28,641	5,948
外国為替売買損	53	—
国債等債券売却損	—	4,271
国債等債券償還損	27,522	0
その他の業務費用	1,065	1,676
経 費	1,522,562	1,536,734
人 件 費	875,259	868,069
物 件 費	587,251	605,858
税 金	60,051	62,806
そ の 他 経 常 費 用	39,525	111,783
貸倒引当金繰入額	9,563	78,569
株 式 等 償 却	9,776	—
その他の経常費用	20,185	33,213
経 常 利 益	972,125	933,522
特 別 利 益	—	45
固定資産処分益	—	45
特 別 損 失	16,943	5,611
固定資産処分損	16,943	5,611
税引前当期純利益	955,181	927,956
法人税、住民税及び事業税	244,827	241,418
法 人 税 等 調 整 額	△ 8,360	△ 4,455
法 人 税 等 合 計	236,466	236,962
当 期 純 利 益	718,715	690,993
繰越金(当期首残高)	331,699	355,230
当期末処分剰余金	1,050,414	1,046,224

損益計算書注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額104円92銭
- その他の経常費用には、貸出債権売却損21,752千円が含まれております。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	1,050,414,621	1,046,224,252
積立金取崩額	—	300,000,000
事務機械化積立金取崩額	—	300,000,000
剰余金処分額	695,184,047	1,086,963,308
利益準備金	80,000,000	70,000,000
普通出資に対する配当金(年2.00%)	13,184,047	(年2.00%) 12,963,308
優先出資に対する配当金(年0.01%)	2,000,000	(年0.02%) 4,000,000
特別積立金	600,000,000	1,000,000,000
(うち、無目的積立金)	(600,000,000)	(1,000,000,000)
繰越金(当期末残高)	355,230,574	259,260,944

会計監査人の監査

令和5年6月16日開催の第73期通常総代会及び、令和6年6月14日開催の第74期通常総代会で報告を行った令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規程に基づき、中島大公会計士事務所 公認会計士 中島 大氏及び龍崎則久公会計士事務所 公認会計士 龍崎 則久氏の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、財務諸表という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月17日
あぶくま信用金庫

理事長 太田 福裕

役職員の報酬体系に関する情報開示

●報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、次の事項を定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	82

(注1)対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です。
(注2)上記の内訳は、「基本報酬」71百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2)「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注3)令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務の状況

預金積金・譲渡性預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	1,427	0.4	924	0.2
普 通 預 金	132,120	43.3	131,794	42.6
貯 蓄 預 金	46	0.0	49	0.0
通 知 預 金	—	—	—	—
別 段 預 金	705	0.2	541	0.1
定 期 預 金	165,428	54.2	171,558	55.5
うち固定金利定期預金	165,424	54.2	171,554	55.4
うち変動金利定期預金	3	0.0	3	0.0
定 期 積 金	5,040	1.6	4,242	1.3
計	304,768		309,110	
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	304,768	100.0	309,110	100.0

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金者別残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
法 人 預 金	110,496	36.2	109,028	35.2
一 般 法 人	57,354	18.8	51,931	16.8
金 融 機 関	167	0.0	171	0.0
公 金	52,973	17.3	56,925	18.4
個 人 預 金	194,272	63.7	200,082	64.7
合 計	304,768	100.0	309,110	100.0

預金積金・譲渡性預金残高(平均残高)

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
流 動 性 預 金	131,404	132,555
うち有 利 息 預 金	121,608	123,697
定 期 性 預 金	171,929	174,983
うち固定金利定期預金	166,990	170,674
うち変動金利定期預金	4	3
そ の 他	444	439
計	303,778	307,978
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	303,778	307,978

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：
預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：
預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

常勤役職員1人当たり預金残高(期末残高)

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
預 金 残 高	2,875	3,091

1店舗当たり預金残高(期末残高)

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
預 金 残 高	17,927	18,182

為替業務の状況

内国為替取扱高

(単位:百万円)

区 分		令和4年度		令和5年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
為 替	仕 向 為 替	131,377	121,297	132,422	127,790
	被 仕 向 為 替	187,116	136,644	189,563	151,371
代 金 取 立	仕 向 為 替	349	1,069	7	41
	被 仕 向 為 替	273	632	1	0

貸出業務の状況

貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	2,695	2.7	4,243	4.3
証書貸付	93,333	96.0	91,950	93.6
当座貸越	1,149	1.1	1,936	1.9
割引手形	20	0.0	50	0.0
合 計	97,199	100.0	98,180	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	1,916	1.9	2,929	2.9
証書貸付	93,039	97.0	93,703	95.6
当座貸越	848	0.8	1,336	1.3
割引手形	50	0.0	43	0.0
合 計	95,854	100.0	98,012	100.0

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金金利別残高(期末残高)

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
貸 出 金	97,199	98,180
固 定 金 利	73,250	74,367
変 動 金 利	23,949	23,812

貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的 使用	その他	
一般貸倒 引当金	令和4年度	267	241	—	267
	令和5年度	241	288	—	241
個別貸倒 引当金	令和4年度	637	599	73	564
	令和5年度	599	609	22	577
合 計	令和4年度	905	841	73	832
	令和5年度	841	897	22	819

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金業種別・用途別内訳残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分		令和4年度			令和5年度		
		先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
業 種 別	製 造 業	83	3,739	3.8	84	4,609	4.6
	農 業 、 林 業	22	333	0.3	26	294	0.2
	漁 業	3	24	0.0	4	24	0.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	2	51	0.0	2	58	0.0
	建 設 業	210	5,398	5.5	206	6,228	6.3
	電気、ガス、熱供給、水道業	28	5,456	5.6	29	5,911	6.0
	情 報 通 信 業	4	122	0.1	2	101	0.1
	運 輸 業、 郵 便 業	24	1,944	2.0	25	1,339	1.3
	卸 売 業、 小 売 業	132	3,102	3.1	130	3,288	3.3
	金 融 業、 保 険 業	22	20,576	21.1	20	20,618	21.0
	不 動 産 業	146	10,416	10.7	144	10,447	10.6
	物 品 賃 貸 業	1	44	0.0	1	24	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	4	77	0.0	3	67	0.0
	宿 泊 業	24	1,867	1.9	24	1,720	1.7
	飲 食 業	65	695	0.7	60	604	0.6
	生活関連サービス業、娯楽業	38	923	0.9	34	1,013	1.0
	教 育、 学 習 支 援 業	2	113	0.1	4	312	0.3
	医 療 、 福 祉	36	3,131	3.2	35	2,795	2.8
	そ の 他 の サ ー ビ ス	112	1,928	1.9	110	1,692	1.7
	小 計	958	59,948	61.6	943	61,153	62.2
	国・地方公共団体等	18	26,061	26.8	20	26,086	26.5
	個 人	2,316	11,189	11.5	2,196	10,940	11.1
	合 計	3,292	97,199	100.0	3,159	98,180	100.0
使 途 別	設 備 資 金		39,957	41.1		40,703	41.4
	運 転 資 金		57,242	58.8		57,476	58.5
	合 計		97,199	100.0		98,180	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出業務の状況

貸出金の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	412	0.4	295	0.3
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	15,717	16.1	16,158	16.4
そ の 他	—	—	—	—
計	16,130	16.5	16,453	16.7
信用保証協会・信用保険	13,416	13.8	13,565	13.8
保 証	549	0.5	486	0.4
信 用	67,104	69.0	67,674	68.9
合 計	97,199	100.0	98,180	100.0

債務保証見返の担保別内訳(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	47	5.2	31	5.2
そ の 他	—	—	—	—
計	47	5.2	31	5.2
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	—	—	—	—
信 用	854	94.7	570	94.7
合 計	901	100.0	602	100.0

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

7ページに掲載しております。

有価証券に関する状況

商品有価証券の種類別期末残高・平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	7,565	7.3	7,602	7.4
地 方 債	15,453	15.0	14,265	14.0
社 債	53,217	51.8	53,084	52.1
株 式	1,313	1.2	1,755	1.7
外 国 証 券	16,977	16.5	17,017	16.7
その他の証券	8,057	7.8	8,003	7.8
合 計	102,585	100.0	101,728	100.0

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の種類別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	8,883	8.4	8,323	7.8
地 方 債	16,089	15.3	15,443	14.6
社 債	53,413	50.8	55,123	52.2
株 式	1,247	1.1	1,293	1.2
外 国 証 券	17,588	16.7	18,125	17.1
その他の証券	7,894	7.5	7,105	6.7
合 計	105,116	100.0	105,415	100.0

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券の残存期間別残高

令和4年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	199	—	509	—	1,001	5,854	—	7,565
地 方 債	1,356	2,422	731	726	2,419	7,796	—	15,453
社 債	2,030	6,977	6,355	9,236	14,525	12,829	1,262	53,217
株 式	—	—	—	—	—	—	1,313	1,313
外 国 証 券	603	1,385	688	1,081	759	7,467	4,992	16,977
その他の証券	349	241	252	74	274	—	6,864	8,057
合 計	4,539	11,026	8,537	11,119	18,980	33,947	14,433	102,585

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

令和5年度

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	—	506	—	—	1,506	5,589	—	7,602
地 方 債	1,202	1,615	1,135	569	2,595	7,147	—	14,265
社 債	1,928	5,055	9,451	13,102	11,627	10,846	1,071	53,084
株 式	—	—	—	—	—	—	1,755	1,755
外 国 証 券	399	1,586	292	1,270	668	7,390	5,410	17,017
その他の証券	—	178	519	398	95	—	6,810	8,003
合 計	3,530	8,942	11,399	15,340	16,492	30,974	15,047	101,728

(注) 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

有価証券に関する状況

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 別		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,710	1,869	159	1,507	1,620	112
	地 方 債	3,218	3,518	299	3,064	3,299	234
	社 債	13,659	14,624	965	13,456	14,137	680
	そ の 他	800	818	18	700	719	19
	小 計	19,389	20,831	1,442	18,729	19,777	1,048
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	1,572	1,539	△ 32	1,633	1,566	△ 66
	社 債	1,407	1,353	△ 54	1,406	1,353	△ 52
	そ の 他	3,600	3,267	△ 332	3,500	3,146	△ 353
	小 計	6,579	6,160	△ 419	6,539	6,067	△ 472
合 計		25,968	26,991	1,022	25,268	25,844	575

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

種 別		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	493	415	78	1,553	1,117	435
	債 券	15,506	15,293	212	12,116	11,983	133
	国 債	—	—	—	505	498	6
	地 方 債	5,001	4,935	65	3,683	3,648	34
	社 債	10,504	10,357	146	7,928	7,835	92
	そ の 他	7,412	6,548	864	7,154	6,221	933
	小 計	23,412	22,257	1,155	20,824	19,321	1,502
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	798	972	△ 174	179	191	△ 11
	債 券	39,161	40,778	△ 1,617	41,766	43,877	△ 2,110
	国 債	5,854	6,336	△ 481	5,589	6,339	△ 750
	地 方 債	5,659	6,013	△ 353	5,883	6,405	△ 521
	社 債	27,646	28,428	△ 782	30,293	31,132	△ 838
	そ の 他	13,222	14,552	△ 1,330	13,666	14,760	△ 1,093
	小 計	53,181	56,303	△ 3,122	55,613	58,828	△ 3,215
合 計		76,594	78,561	△ 1,966	76,437	78,150	△ 1,712

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、証券投資信託及びその他の証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当ございません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金 (単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	22	22
信金中央金庫出資金	857	1,277
組合出資金	0	0
合 計	879	1,299

金銭の信託の時価情報

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 運用目的の金銭の信託 | 該当ございません。 |
| 2. 満期保有目的の金銭の信託 | 該当ございません。 |
| 3. その他の金銭の信託 | 該当ございません。 |

デリバティブの時価情報

- | | | | |
|-----------|-----------|------------------|-----------|
| 1. 金利関連取引 | 該当ございません。 | 4. クレジットデリバティブ取引 | 該当ございません。 |
| 2. 通貨関連取引 | 該当ございません。 | 5. 株式関連取引 | 該当ございません。 |
| 3. 債券関連取引 | 該当ございません。 | 6. 商品関連取引 | 該当ございません。 |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券(その他有価証券)	8,658	55,196	—	63,855
うち 株 式	1,732	—	—	1,732
国 債	6,094	—	—	6,094
地 方 債	—	9,567	—	9,567
社 債	—	38,221	—	38,221
そ の 他 の 証 券	831	7,407	—	8,238
金 融 資 産 計	8,658	55,196	—	63,855

*1：有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託(含外国籍投資信託)は上表に含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託はありません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は5,476百万円であります。

*2：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

*3：その他の証券には、優先出資証券及び外国証券が含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券(満期保有目的の債券)	1,620	23,735	488	25,844
うち 債 券	1,620	20,357	—	21,978
そ の 他 の 証 券	—	3,377	488	3,865
金 融 資 産 計	1,620	23,735	488	25,844

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注)当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】仕組債等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。なお仕組債等については、第三者から入手した時価を、当金庫で検証後、時価として採用しております。

有価証券

株式は取引所の価格によっており、市場の活性化に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、第三者から入手した価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券は、大半がレベル2に分類しております。時価の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

(注)「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」は、当金庫が自主的に開示したものであり、本開示事項は、会計監査人による会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

損益の状況

業務粗利益・業務粗利益率

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	2,312,751	2,374,705
資金運用収益	2,395,202	2,464,920
資金調達費用	82,450	90,215
役 務 取 引 等 収 支	82,139	81,819
役務取引等収益	173,869	173,471
役務取引等費用	91,729	91,651
そ の 他 業 務 収 支	△ 613	32,842
その他業務収益	28,028	38,791
その他業務費用	28,641	5,948
業 務 粗 利 益	2,394,278	2,489,367
業 務 粗 利 益 率	0.68%	0.72%

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
業 務 純 益	909,660	919,789
実 質 業 務 純 益	883,715	965,933
コ ア 業 務 純 益	903,203	959,405
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	899,723	942,122

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 勘 定	348,193	343,883	2,395,202	2,464,920	0.68	0.71
うち貸出金	95,854	98,012	1,006,164	1,026,588	1.04	1.04
うち預け金	144,771	138,550	233,695	287,622	0.16	0.20
うち有価証券	105,116	105,415	1,130,855	1,127,934	1.07	1.06
資 金 調 達 勘 定	315,976	311,330	82,450	90,215	0.02	0.02
うち預金積金	303,778	307,978	66,503	75,683	0.02	0.02
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	12,196	3,350	15,947	14,531	0.13	0.43

(注) 1. 資産運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度182百万円、令和5年度175百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△ 79,258	△ 37,989	△ 117,247	△ 29,648	99,366	69,718
うち貸出金	24,225	△ 33,256	△ 9,031	22,652	△ 2,228	20,424
うち預け金	△ 22,233	61,235	39,002	△ 10,042	63,969	53,927
うち有価証券	67,126	△ 213,657	△ 146,531	3,217	△ 6,138	△ 2,921
支 払 利 息	△ 3,301	△ 6,364	△ 9,665	△ 1,212	8,977	7,765
うち預金積金	433	△ 8,643	△ 8,210	919	8,261	9,180
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 9,141	7,686	△ 1,455	△ 11,567	10,151	△ 1,416

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

損益の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益(千円)	2,667,485	2,725,406	2,829,597	2,737,035	2,769,855
経 常 利 益(千円)	684,070	856,011	1,035,509	972,125	933,522
当 期 純 利 益(千円)	466,797	610,367	792,877	718,715	690,993
出 資 総 額(百万円)	10,701	10,693	10,665	10,659	10,648
普通出資(百万円)	701	693	665	659	648
優先出資(百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出 資 総 口 数					
普通出資(千口)	7,013	6,937	6,657	6,597	6,484
優先出資(千口)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
純 資 産 額(百万円)	34,366	35,317	35,358	34,789	35,638
総 資 産 額(百万円)	333,915	356,239	368,833	344,838	349,454
預 金 積 金 残 高(百万円)	280,433	295,518	303,098	304,768	309,110
貸 出 金 残 高(百万円)	90,837	93,000	94,748	97,199	98,180
有 価 証 券 残 高(百万円)	85,010	98,600	105,015	102,585	101,728
出資に対する配当率					
普通出資(%)	3.00	3.00	2.00	2.00	2.00
優先出資(%)	0.01	0.00	0.00	0.01	0.02
出資に対する配当金(出資1口当たり)					
普通出資(円)	3	3	2	2	2
優先出資(円)	1	0	0	1	2
会 員 数(人)	12,336	12,131	11,016	10,742	10,420
役 員 数(人)	11	11	11	11	12
うち常勤役員数(人)	6	7	6	6	7
職 員 数(人)	104	99	96	100	93
単 体 自 己 資 本 比 率(%)	32.26	32.73	33.08	32.95	33.61

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。
 2. 職員数は期末人員(期末日付退職者を除く)を記載しております。
 3. 優先出資の配当率は、発行価額に対する配当率を表記しております。

経営指標

利益率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.27	0.26
総資産当期純利益率	0.20	0.19

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預貸率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
期 末 預 貸 率	31.89	31.76
期 中 平 均 預 貸 率	31.55	31.82

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利 鞘

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回	0.68	0.71
資 金 調 達 原 価 率	0.50	0.51
総 資 金 利 鞘	0.18	0.20

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預証率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
期 末 預 証 率	33.66	32.91
期 中 平 均 預 証 率	34.60	34.22

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

当金庫の自己資本の充実の状況等について(バーゼルⅢ国内基準 第3の柱に基づく情報開示)

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単体自己資本比率(バーゼルⅢ国内基準)

(単位: 百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,202	36,865
うち、出資金及び資本剰余金の額	20,659	20,648
うち、利益剰余金の額	15,557	16,233
うち、外部流出予定額(△)	15	16
うち、上記以外に該当するものの額	△0	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	243	290
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	243	290
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	36,445	37,155
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	19	14
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	19	14
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	19	14
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	36,426	37,141
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	105,938	105,850
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,178	△751
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,178	△751
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,603	4,634
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額 (ニ)	110,542	110,484
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ)／(ニ))	32.95%	33.61%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

[自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要]

当金庫の自己資本は、地域のお客様による普通出資金及び非累積的優先出資金、更に当金庫が積み立てているもの等です。自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	105,938	4,237	105,850	4,234
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	98,496	3,939	96,984	3,879
現 金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	20	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	4	90	3
我が国の政府関係機関向け	787	31	611	24
地方三公社向け	97	3	85	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,896	1,235	32,078	1,283
法人等向け	32,786	1,311	33,693	1,347
中小企業等向け及び個人向け	4,344	173	4,016	160
抵当権付住宅ローン	1,319	52	1,264	50
不動産取得等事業向け	10,978	439	11,116	444
三月以上上延滞等	102	4	60	2
取立未済手形	8	0	8	0
信用保証協会等による保証付	106	4	148	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出 資 等	2,109	84	2,030	81
出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	2,109	84	2,030	81
重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	—	—	—	—
上 記 以 外	14,839	593	11,778	471
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,130	445	7,253	290
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,556	62	1,976	79
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	348	13	355	14
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	1,803	72	2,192	87
②証券化エクスポージャー	55	2	34	1
証 券 化	55	2	34	1
S T C 要 件 適 用 分	—	—	—	—
非 S T C 要 件 適 用 分	55	2	34	1
再 証 券 化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,919	316	7,972	318
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式	7,919	316	7,972	318
マ ン デ ー ト 方 式	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式 (1 , 2 5 0 %)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,178	△ 87	△ 751	△ 30
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	172	6	168	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	26	1	36	1
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,603	184	4,634	185
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	110,542	4,421	110,484	4,419

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)オペレーショナル・リスクに関する事項

【オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要について】

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、「信用リスク・市場リスクおよび流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスク」と定義しています。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、ALM・統合リスク管理委員会、マネロン等対応委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は「基礎的手法」を採用しております。

【オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法】

<計算式>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

<直近3年間の粗利益>

(単位：千円)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
2,518,560	2,413,765	2,482,839	7,415,165

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー区分	信 用 リ ス ク エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 期 末 残 高				三月以上延滞 エクスポージャー					
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国 内		320,358	325,024	98,101	98,782	77,640	76,929	668	880	325	184
国 外		12,400	12,000	—	—	12,400	12,000	—	—	—	—
地域別合計		332,758	337,024	98,101	98,782	90,040	88,929	668	880	325	184
製 造 業		10,334	11,551	3,739	4,609	6,095	6,392	—	—	—	—
農 業、 林 業		333	294	333	294	—	—	—	—	—	—
漁 業		24	24	24	24	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		910	917	51	58	796	796	—	—	—	—
建 設 業		7,077	7,375	5,398	6,228	1,599	1,096	—	—	—	2
電気・ガス・熱供給・水道業		17,307	17,587	5,456	5,911	11,642	11,526	—	—	—	—
情 報 通 信 業		258	371	122	101	100	200	—	—	—	—
運輸業、郵便業		5,545	5,240	1,944	1,339	3,601	3,901	—	—	—	—
卸売業、小売業		6,380	6,921	3,102	3,288	3,199	3,599	—	—	—	5
金融業・保険業		177,810	183,239	20,576	20,618	18,100	18,298	—	—	—	—
不 動 産 業		12,014	11,845	10,416	10,447	1,598	1,398	—	—	38	34
物 品 賃 貸 業		44	24	44	24	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		82	72	77	67	—	—	—	—	0	—
宿 泊 業		1,867	1,720	1,867	1,720	—	—	—	—	160	17
飲 食 業		695	604	695	604	—	—	—	—	13	19
生活関連サービス業、娯楽業		923	1,013	923	1,013	—	—	—	—	109	104
教育、学習支援業		113	312	113	312	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉		3,730	3,494	3,131	2,795	599	699	—	—	—	—
その他のサービス		2,723	2,388	1,928	1,692	699	600	—	—	—	—
国・地方公共団体等		68,068	66,506	26,061	26,086	42,007	40,420	—	—	—	—
個 人		11,189	10,940	11,189	10,940	—	—	—	—	3	1
そ の 他		5,332	4,587	901	602	—	—	668	880	—	—
業種別合計		332,758	337,024	98,101	98,782	90,040	88,929	668	880	325	184
1 年 以 下		75,186	66,920	11,014	11,102	4,172	3,526	—	—		
1 年超3 年以下		74,570	92,328	13,258	13,557	10,762	8,771	—	—		
3 年超5 年以下		21,829	25,125	13,044	12,723	8,285	10,902	—	—		
5 年超7 年以下		21,770	25,916	10,664	10,798	11,106	15,118	—	—		
7 年超10 年以下		44,994	42,485	13,954	13,805	19,040	16,680	—	—		
10 年 超		72,088	69,595	33,717	33,767	35,371	32,828	—	—		
期間の定めのないもの		22,315	14,647	2,448	3,026	1,301	1,101	668	880		
残存期間別合計		332,758	337,024	98,101	98,782	90,040	88,929	668	880		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、買入金銭債権、その他の銀行勘定等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は30ページを参照願います。

【信用リスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などさまざまな角度からの分析に注力しております。

また、信用リスクの計測にあたっては、信用VaRを採用しております。信用VaRは、モンテカルロ・シミュレーションを10万回行うことにより期待損失(EL)および非期待損失(UL)を算出しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、ALM・統合リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった、経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」および「貸倒償却および貸倒引当金の計上に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる、正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、優良担保・優良保証および一般担保・一般保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果につきましては、会計監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	0	0	0	2	－	－	0	3	0	2	－	－
農 業、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	31	－	－	－	－	－	31	－	－
建 設 業	91	17	17	11	73	15	18	1	17	11	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	4	3	3	－	－	－	4	－	3	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	4	3	3	7	－	3	4	2	3	7	－	－
金融業・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	3	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	0	0	－	－	0	－	－	0	－	－	－
宿 泊 業	169	228	228	236	－	3	169	225	228	236	－	－
飲 食 業	32	37	37	34	－	－	32	34	37	34	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	102	96	96	91	－	－	102	96	96	91	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療、 福 祉	212	202	202	187	0	－	212	202	202	187	－	－
その他のサービス	－	5	5	3	－	－	－	5	5	3	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	16	5	5	2	－	－	16	5	5	2	－	－
合 計	637	599	599	609	73	22	564	577	599	609	－	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	80,383	—	79,813
10%	—	10,121	—	8,667
20%	13,738	154,560	10,430	167,021
35%	—	2,253	—	2,053
50%	28,431	80	25,319	19
75%	—	4,933	—	4,481
100%	1,001	33,990	801	35,952
150%	—	40	—	34
250%	—	3,139	—	2,542
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	332,676		337,137	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関について】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター (R&I) ・(株)日本格付研究所(JCR) ・ムーディーズ ジャパン(株)(Moody's)
・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

【(4)信用リスク削減手法に関する事項】

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		416	305	3,897	4,026	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、信用保証協会、住宅融資保険やしんきん保証基金があります。信用度の評価としましては、信用保証協会や住宅融資保険付保証は政府保証と同様の評価とし、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付による評価をしています。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程・要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

【(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱ってはおりませんが、有価証券の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。有価証券については、「資産運用規程」「資産運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。なお、リスク管理態勢の高度化として、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的なリスク管理を行っております。

区 分	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
① 派 生 商 品 取 引 合 計	—	—	—	—
(i) 外 国 為 替 関 連 取 引	—	—	—	—
(ii) 金 利 関 連 取 引	—	—	—	—
(iii) 金 関 連 取 引	—	—	—	—
(iv) 株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
(v) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—	—
(vi) そ の 他 コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—	—
(vii) ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—	—	—
② 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

<オリジネーターの場合>

該当ございません。

<投資家の場合>

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
証券化エクスポージャーの額	275	171
(i) 住 宅 ロ ー ン	—	—
(ii) 消 費 者 ロ ー ン	200	139
(iii) そ の 他	75	32

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高 令和4年度	エクスポージャー残高 令和5年度	所要自己資本の額 令和4年度	所要自己資本の額 令和5年度
0%～15%未満	—	—	—	—
15%～50%未満	275	171	2	1
50%～100%未満	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—
1,250%以上	—	—	—	—
(i) 住宅ローン	—	—	—	—
(ii) 消費者ローン	—	—	—	—
(iii) そ の 他	—	—	—	—
合 計	275	171	2	1

- (注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
但し、「リスク・ウェイト区分」エクスポージャー残高「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の一致しない場合があります。
2. 「1,250%」欄の (i) ～ (iii) は、当該額に係る原資産の種類別の内訳です。

【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半を占めており、オリジネーターに該当するものではありません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM・統合リスク管理委員会、常務会に諮り、適切にリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資産運用規程」「資産運用細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

<投資>

- 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権
- 2) 手形債権を裏付とする信託受益権
- 3) リース料債権を裏付とする信託受益権
- 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権
- 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- 7) 債券を裏付とする信託受益権

【証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称】

当金庫は標準的手法を採用しております。

【証券化取引に関する会計方針について】

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

【証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類毎に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ ジャパン(株) (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,140	2,140	2,564	2,564
非上場株式等	880	880	1,300	1,300
合 計	3,021	3,021	3,864	3,864

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	32	30
売 却 損	—	—
償 却	9	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	53	556

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません

【銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によりリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM・統合リスク管理委員会や経営陣による、常務会、理事会等において報告しています。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金に関しては、当金庫が定める「資産査定基準」に準じた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資産運用細則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,401	12,481
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

IRRBB（金利リスク）について

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,859	11,773	514	443
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 32	16
3	ス テ ィ ー プ 化				
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	10,859	11,773	514	443
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	37,141		36,426	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することになりました。

3. 上記の金利リスク(ΔEVE及びΔNII)の値については、上方・下方パラレルシフトおよびスティープ化のシナリオに基づき計測し、最大値を記載しております。スティープ化については、上方・下方パラレルシフトの値以下だったことから、記載しておりません。

なお、フラット化・短期金利上昇・短期金利低下については、任意の記載のため、記載しておりません。

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動としたうえで管理を行っています。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。(ただし、株式等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く)

(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、定期的にALM・統合リスク管理委員会及び常務会に報告し、業務運営の状況について詳細に報告のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で計測しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	該当事項はありません。
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
⑥スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当事項はありません。

(イ) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例などに基づく金利変動としています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度として、金利リスクをVaRにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限目安を設定しています。具体的には、リスク毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR(保有期間125日、観測期間5年、信頼水準99%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠なども設定しており、半期毎にリスク資本の配賦額を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

営業のご案内

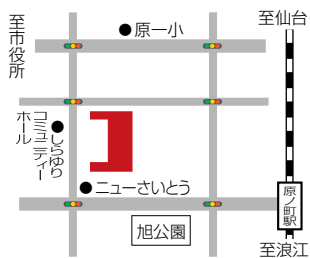
営業店舗のご案内

① 本部 ② 本店営業部



〒975-0003
福島県南相馬市原町区米町
二丁目4番地

① TEL (0244) 23-5132
FAX (0244) 24-1601
② TEL (0244) 23-5131
FAX (0244) 23-0469



③ 富岡支店 ④ 双葉支店 ⑤ 夜の森支店

⑥ 大熊支店

昼休



〒979-1112
福島県双葉郡富岡町
中央一丁目33番地
TEL (0240) 22-3161
FAX (0240) 22-1174

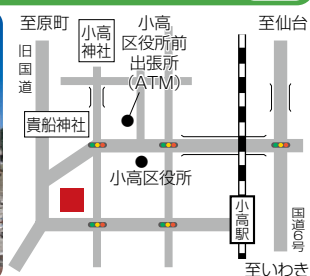


⑦ 小高支店

昼休



〒979-2111 福島県南相馬市小高区仲町一丁目35番地
TEL (0244) 44-2151 FAX (0244) 44-5805



⑧ 浪江支店

昼休



〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字新町33番地
TEL (0240) 35-2171 FAX (0240) 34-5526

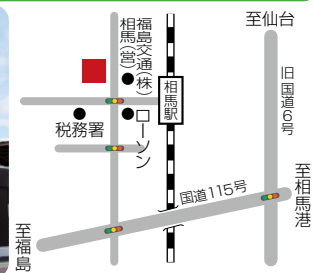


⑨ 相馬支店

昼休



〒976-0042 福島県相馬市中村字錦町2番地8
TEL (0244) 36-5151 FAX (0244) 36-6180

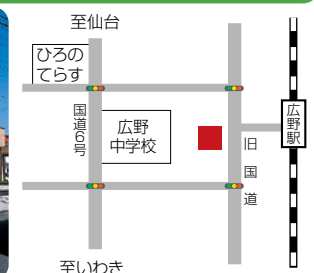


⑩ 広野支店

昼休



〒979-0403 福島県双葉郡広野町大字下浅見川字築地22番地1
TEL (0240) 27-2121 FAX (0240) 27-3330

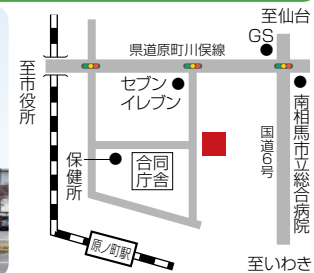


⑪ 東支店

昼休



〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目55番地
TEL (0244) 24-3175 FAX (0244) 24-1647

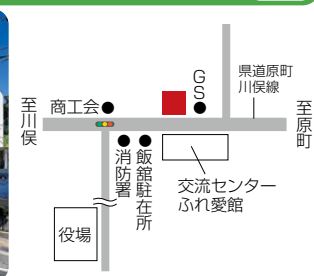


⑫ 飯館支店

昼休



〒960-1801 福島県相馬郡飯館村草野字大師堂74番2
TEL (0244) 42-1575 FAX (0244) 42-1574



13 新地支店

昼休



〒979-2702 福島県相馬郡新地町谷地小屋字新地24番地
TEL (0244) 62-3431 FAX (0244) 62-3433

14 亘理支店

昼休



〒989-2351 宮城県亘理郡亘理町字狐塚122番1
TEL (0223) 32-2081 FAX (0223) 32-2084

15 いわき支店 16 久之浜支店

昼休



〒970-8033 福島県いわき市自由ヶ丘37番8
TEL (0246) 38-8261
FAX (0246) 28-6001



17 東支店 北原出張所(あぶくましんきんプラザ)

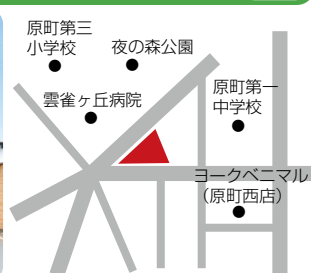
昼休



〒975-0037 福島県南相馬市原町区北原字境堀164番地の1
TEL (0244) 25-3641 FAX (0244) 25-3645

18 本店営業部 南出張所

昼休



〒975-0015 福島県南相馬市原町区国見町一丁目35番地
TEL (0244) 25-3765 FAX (0244) 25-2730

昼休業時間の導入

昼休

本店営業部を除くすべての営業店において、11時30分～12時30分は窓口休業時間とさせていただきます。
なお、窓口昼休業時間中もお電話での各種ご照会は受け付けております。

※店舗内に設置しているATMは窓口昼休業時間中もご利用いただけます。

※⑦東支店北原出張所(あぶくましんきんプラザ)は2024年11月5日の本店営業部への移転に伴い、2024年10月30日を持ちまして営業を終了する予定でございます。

キャッシュサービスコーナーのご案内 (令和6年6月末日現在)

	平日	土曜・日曜・祝日	定期作成	通帳繰越	大当たりくじ付き
2 本店営業部	7:00～21:00	8:00～21:00	●	●	
3 富岡支店	8:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●
7 小高支店	7:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●
8 浪江支店	8:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●
9 相馬支店	7:00～21:00	8:00～21:00	●	●	●
10 広野支店	7:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●
11 東支店	7:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●
12 飯館支店	7:00～20:00	8:00～20:00	●	●	
13 新地支店	7:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●
14 亘理支店	7:00～21:00	8:00～21:00	●	●	
15 いわき支店	7:00～21:00	8:00～21:00	●	●	●
❖ 国見町出張所	7:00～21:00	8:00～21:00	●	●	
❖ フレスコキクチ 鹿島店出張所	7:00～21:00	8:00～21:00	●	●	●
❖ 南相馬市役所出張所	7:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●
❖ 小高区役所前出張所	7:00～20:00	8:00～20:00	●	●	
❖ ひろのてらす出張所	8:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●
❖ フレスコキクチ 東原町店出張所	7:00～21:00	8:00～21:00	●	●	
❖ フレスコキクチ 山下駅前店出張所	7:00～21:30	8:00～21:30	●	●	●
❖ 笑ふるタウン ならは出張所	9:00～20:00	9:00～20:00	●	●	●
❖ 久之浜出張所	7:00～20:00	8:00～20:00	●	●	●

❖の記載は店舗外ATMサービスコーナーです。

自動機器設置状況

(令和6年6月末日現在)

種類	設置台数	店舗内	店舗外
ATM	25台	15台	10台

預金残高
(譲渡性預金含む)

2兆0,900億円

融資残高

8,758億円

店舗数 132店舗

役員員数 1,310名

キャッシュサービスコーナー 196カ所 (総設置台数267台)

■福島県内8信用金庫統一商品実績

※上記計数、店舗数、役員員数等は福島県内8信用金庫の合計です。

地方創生支援ローン 1,778件 7,187百万円

職域サポートローン 7,753件 17,387百万円

※上記計数は福島県内8信用金庫の合計です。

会津
地方



あなたといっしょ、いい未来
会津信用金庫

〒965-0035 会津若松市馬場町2-16
☎ 0242-22-7551
<http://www.aizu-shinkin.jp>

●会員数 18,148名 ●役員員数 132名
●店舗数 18店 ●キャッシュサービスコーナー 22カ所

中通り
地方



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫

〒964-0807 二本松市金色久保227番地9
☎ 0243-23-3660
<http://www.matsushin.jp>

●会員数 15,380名 ●役員員数 105名
●店舗数 7店 ●キャッシュサービスコーナー 14カ所

中通り
地方



地域をつなぎ、地域と共に歩む
須賀川信用金庫

〒962-0054 須賀川市牛袋町121番地1
☎ 0248-75-3172
<https://www.sushin.co.jp>

●会員数 18,520名 ●役員員数 174名
●店舗数 14店 ●キャッシュサービスコーナー 19カ所

中通り
地方



今日も 明日も 幸福な未来
白河信用金庫

〒961-8601 白河市新白河1-152
☎ 0248-23-4511
<https://www.shinkin.co.jp/sirakawa/>

●会員数 21,912名 ●役員員数 148名
●店舗数 16店 ●キャッシュサービスコーナー 25カ所

総合力でつなぐ 信頼の輪

地域をつなぐ ふれ愛ネットワーク

愛する街の復興と福島県の幸せな未来に向か
って。県内8つのしんきんは、しっかりと
スクラムを組み、地域の皆さまと共に励まし
合いながら歩んでまいります。



地域と共に歩む信用金庫

6/15は 信用金庫の日です。

昭和26年6月15日に信用金庫
法が施行されたのを記念して
「信用金庫の日」と定めており
ます。県内8つの信用金庫は
清掃活動を6月と10月の年2回
実施しております。

中通り
地方



暮らしのとなりに、いつもふくしん
福島信用金庫

〒960-8660 福島市万世町1-5
☎ 024-522-8161
<https://www.shinkin.co.jp/fshinkin/>

●会員数 31,979名 ●役員員数 297名
●店舗数 24店 ●キャッシュサービスコーナー 32カ所

中通り
地方



あなたのあしたに…まごころ/バンク
郡山信用金庫

〒963-8630 郡山市清水台2-13-26
☎ 024-932-2222
<https://gunshin.co.jp/>

●会員数 23,091名 ●役員員数 193名
●店舗数 19店 ●キャッシュサービスコーナー 32カ所

浜通り
地方



あなたの街の親近バンク
あぶくま信用金庫

〒975-0003 南相馬市原町区栄町2-4
☎ 0244-23-5132
<http://www.abukuma.co.jp/>

●会員数 10,420名 ●役員員数 100名
●店舗数 17店 ●キャッシュサービスコーナー 22カ所

浜通り
地方



街の応援団・町のパートナー
ひまわり信用金庫

〒970-8026 いわき市平字二丁目10
☎ 0246-23-8500
<http://www.shinkin.co.jp/himawari/>

●会員数 24,577名 ●役員員数 161名
●店舗数 17店 ●キャッシュサービスコーナー 30カ所

福島県内8信用金庫のATMご利用手数料が

365日 終日無料

- 対象カード／福島県内8信用金庫が発行するすべてのカード
- 対象ATM／福島県内8信用金庫が設置する店舗内・店舗外ATM
- ご利用内容／お預入れ・お引出し

知ってトクする

しんきんのPRコーナー

しんきんのキャッシュカードがあれば全国ゼロネット加盟の
しんきんATMで、平日・土曜日の手数料が無料です。

しんきんATM
ゼロネットサービス
ZERO net SERVICE

手数料
ゼロ

平日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00



信金中央金庫

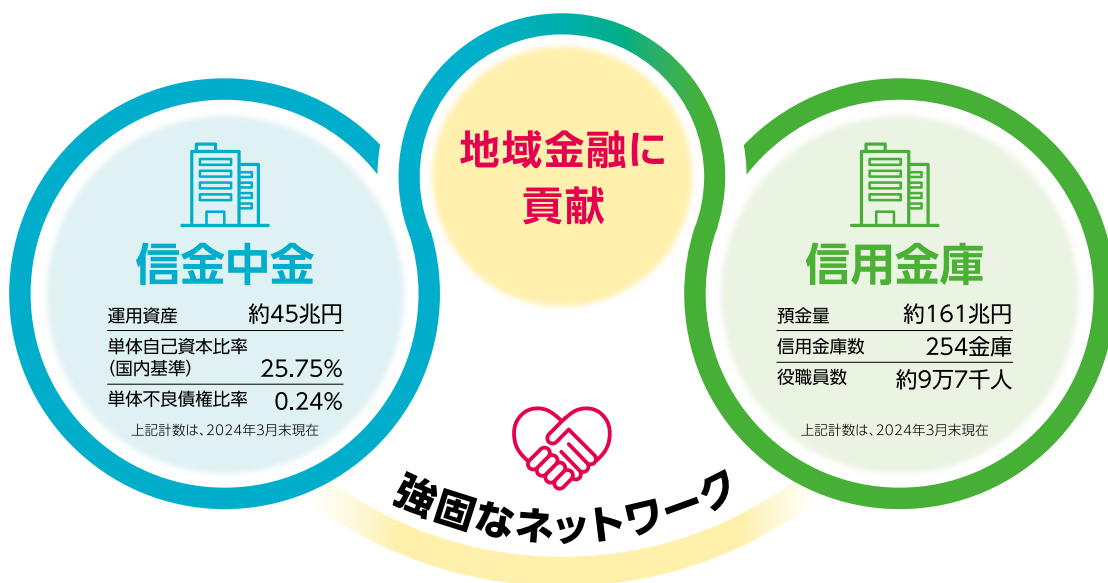
Shinkin Central Bank

－ 信用金庫のセントラルバンカー

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンカー」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2024年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約34兆円にのびています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



信用金庫の業務にかかるサポート

- 中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- 個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- 地域創生やフィンテックの活用など

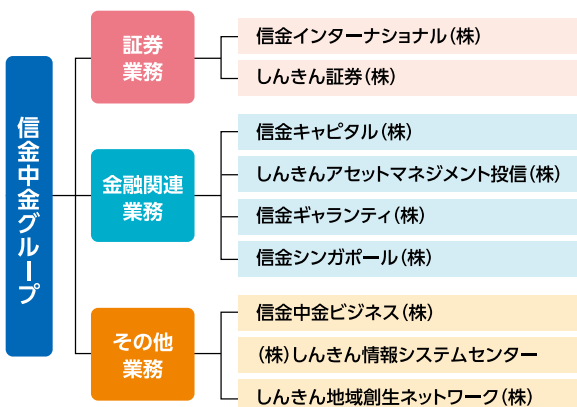
信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫向け金融商品の提供
- 信用金庫の業務効率化のサポート
- 信用金庫の経営課題の解決サポート

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

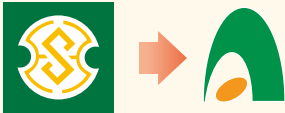


邦銀トップクラスの格付

(2024年3月末現在)

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

あぶくま信用金庫のあゆみ

昭和 20年～	昭和25年9月12日	原町信用組合として発足
	昭和28年6月11日	原町信用金庫に改組
	昭和28年12月24日	富岡支店 開設
昭和 30年～	昭和31年9月1日	小高支店 開設
	昭和37年11月4日	本店営業部 新築移転開店
昭和 40年～	昭和40年10月4日	浪江支店 開設
	昭和44年10月13日	相馬支店 開設
	昭和49年3月11日	広野支店 開設
昭和 50年～	昭和54年1月29日	東支店 開設
	昭和57年10月4日	飯舘支店 開設
	昭和58年12月6日	新地支店 開設
	昭和59年9月1日	あぶくま信用金庫に名称変更
昭和 60年～	昭和60年11月5日	山元支店 開設
	昭和61年11月11日	久之浜支店 開設
	昭和63年6月20日	双葉支店 開設
平成 元～	平成3年1月17日	本部 新築落成
	平成7年11月13日	広野支店 新築移転開店
平成 10年～	平成10年5月18日	夜の森支店 開設
	平成10年11月18日	南相馬市役所出張所 店外ATM稼働開始
	平成10年11月20日	国見町出張所 店外ATM稼働開始
	平成11年10月1日	インターネットホームページ開設
	平成12年3月27日	日本銀行との当座預金取引開始
		創立50周年記念式典挙行 金庫ロゴの変更
	平成12年8月26日	
	平成12年12月	預金量1,000億円達成
	平成13年10月1日	日本銀行歳入代理店として 取扱業務開始(本店営業部のみ)
	平成14年10月1日	生命保険窓口販売業務取扱開始
	平成15年3月12日	個人向け国債等の募集業務取扱開始
	平成15年12月16日	国民生活金融公庫 業務連携・協力に関する覚書締結
	平成16年11月25日	フレスコキクチ東原町店出張所 店外ATM稼働開始
	平成17年11月15日	中小企業金融公庫 業務委託契約締結
	平成17年12月20日	農林漁業金融公庫 業務連携・協力に関する覚書締結
	平成18年3月15日	(株)ゆめサポート南相馬 業務連携・協力に関する覚書締結
	平成19年5月13日	東支店 北原出張所 (あぶくましんきんプラザ) 営業開始
	平成19年10月17日	県信用金庫協会と福島大学、 産学連携協力協定を締結

平成 20年～	平成20年8月26日	本店営業部 南出張所 (南相馬市原町区国見町) 開設
	平成21年11月4日	小高区役所前出張所 店外ATM稼働開始
	平成22年3月23日	新富岡支店 移転営業開始
	平成22年10月12日	大熊支店 開設
	平成23年12月15日	営業地区をいわき市全域へ拡張
	平成24年2月20日	改正金融機能強化法に基づき、 公的資金200億円を導入
	平成24年3月5日	いわき支店 開設
	平成24年3月27日	亘理支店 開設
	平成24年6月4日	小高区役所前ATM再開
	平成24年11月5日	いわき支店 新店舗開店 (いわき市自由ヶ丘)
	平成25年2月18日	でんさいネット取扱開始
	平成25年3月27日	小高支店 営業再開
	平成25年7月16日	山元支店を亘理支店に統合
	平成25年7月31日	営業地区拡張の認可取得 (中通り地区・6市5町1村)
	平成25年8月	預金量2,000億円達成
	平成27年11月13日	宮城県亘理町と「地域密着総合連携 協定」の締結
	平成27年12月17日	相馬市と「地域密着総合連携協定」の締結
	平成28年2月29日	南相馬市と「相互連携協力に関する 協定書」の締結
	平成28年3月5日	ひろのてらす出張所 店外ATM 稼働開始
	平成28年3月15日	新地町と「地域密着総合連携協定」締結
令和 元～	平成28年3月30日	浪江町と「地域密着総合連携協定」締結
	平成28年4月25日	広野町と「地域密着総合連携協定」締結
	平成28年6月30日	檜葉町と「地域密着総合連携協定」締結
	平成28年7月12日	浪江支店 営業再開
	平成28年10月27日	フレスコキクチ山下駅前店出張所 店外ATM稼働開始
	平成29年3月27日	富岡支店 営業再開
	平成29年4月20日	フレスコキクチ鹿島店 店外ATM稼働開始
	平成30年6月26日	笑ふるタウンならは 店外ATM稼働開始
	令和元年8月1日	飯舘村と「地域密着総合連携協定」締結
	令和元年10月9日	大熊町と「地域密着総合連携協定」締結
	令和元年10月30日	双葉町と「地域密着総合連携協定」締結
	令和元年12月9日	富岡町と「地域密着総合連携協定」締結
	令和2年4月1日	福島県8金庫「SDGs共同宣言」の公表
	令和2年10月12日	久之浜支店をいわき支店の 店舗内店舗として移転
	令和2年12月21日	南相馬市と地域産業活性化に 関する連携協定締結
	令和3年5月19日	預金量3,000億円達成
	令和3年7月9日	南相馬市と「災害時における支援協力 に関する協定」締結
	令和4年5月19日	葛尾村と「地域密着総合連携協定」締結
	令和5年2月7日	山元町と「地域密着総合連携協定」締結
	令和5年8月7日	双葉支店・夜の森支店・大熊支店が 富岡支店の店舗内店舗として営業再開

預かり資産商品のご案内

当金庫では、お客様のライフサイクルに合わせた商品をご用意しております。（令和6年6月末日現在）

お客様の安定的な資産形成のために

投資信託ラインナップ

ライフスタイルにあわせて
長期的な資産運用にお役立てください。



注意事項

- 投資信託は、預金・保険契約ではありません。
- 投資信託は、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象外です。
- また、当金庫が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

○元本及び利回りの保証はありません。

○詳しくは、取扱窓口または渉外担当者までお問い合わせください。

老後の資産形成のために

しんきんiDeCo

令和2年4月より、信金中央金庫を運営管理機関とした個人型確定拠出年金「しんきんiDeCo」の取り扱いを開始しました。

注意事項

- 原則60歳までお客様が拠出した資金を引き出すことができません。
- 運用効果によって掛金元本を下回ることがあります。
- 詳しくは、取扱窓口または渉外担当者までお問い合わせください。



国民年金基金

国民年金基金は、自営業・フリーランスの皆様
の老齢基礎年金に上乗せする、公的な年金制度です。
税制優遇を受けていただきながら、
老後の生活に備えることができます。



注意事項

- 国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- 国民年金基金への加入は、国民年金の保険料を納付していることが前提となります。
- 国民年金基金への加入は任意ですが、加入後はご自分の都合で任意に脱退および中途解約することはできません。
- 詳しくは、取扱窓口または渉外担当者までお問い合わせください。

ご自身・ご家族の将来の準備やもしもの時の備えのために

お客様の円滑な相続・生前贈与のニーズにお応えるため、個人向け信託商品しんきんの相続信託「こころのボタン」としんきん暦年信託「こころのリボン」を取り扱っております。

※信金中央金庫による元本保証、かつ預金保険の対象商品となります。
※信託契約時および追加信託時、当金庫所定の事務手数料が必要となります。

しんきん相続信託 こころのボタン

ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめ準備できます。

ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りや、ご家族にのこす金額および受取方法をあらかじめ指定できます。

お客様に万が一のことがあったとき、ご家族が安心して生活できるよう、こころを込めて今のうちからご自分の資金の承継について準備をしてみませんか。



大切なご家族等へ、
あなたのこころを
お届けします。

しんきん暦年信託 こころのリボン

お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ生前贈与をサポートします。

お客様が贈与を希望する場合、その手続きをサポートする商品です。
こころを込めて、贈与を受ける方にお客様の気持ちを伝えてみませんか。



当金庫では、主に下記の個人年金保険・医療保険・定期保険・傷害保険をお取り扱いいたしております。



医療保険 & LIFE医療保険 Aセレクト

三井住友海上あいおい生命
保険株式会社

万一の「病気」や「ケガ」に備えるための保険商品です。



医療保険 ハローキティの 医療保険

フコクしんらい生命
保険株式会社

万一の「病気」や「ケガ」に備えるための保険商品です。



定期保険 ハローキティの 定期保険

フコクしんらい生命
保険株式会社

一定期間大きな保障が得られる保険商品です。



傷害保険 窓販 シニアサポーター

共栄火災海上
保険株式会社

もしもの時の「ケガ」に備えるための保険商品です。



終身保険 しんきんらいふ 終身FS

フコクしんらい生命
保険株式会社

万一の場合、ご家族のために備える保険商品です。

注意事項

○保険商品は、預金等ではありません。（預金保険制度および投資者保護基金の対象外です。）また、保険金や解約返戻金等が払込保険料の合計額を下回ることがあります。○引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額されることがあります。○ご検討にあたっては、商品パンフレット等を必ずご覧ください。○詳しくは、取扱窓口または渉外担当者までお問い合わせください。所定の資格を持つ募集人がご説明させていただきます。

主な商品のご案内

預金業務

(令和6年6月1日現在)

種 類	内 容 ・ 特 色	お預け入れ額	期 間
当 座 預 金	小切手、手形などをご利用いただく預金です。出し入れの多い商店、会社の商用に最適です。	1円以上	出し入れ自由
普 通 預 金	サイフや家計簿替わりに、お気軽にご利用いただけます。公共料金、クレジット代金等の自動振替、年金、給与自動受取、ATM（現金自動預払機）の口座としても便利です。	原則として 1円以上	出し入れ自由
決済用普通預金	お利息はつきません。預金保険法により全額保護されます。公共料金、クレジット等の自動振替、年金、給与自動受取、ATM（現金自動預払機）の口座としてもご利用いただけます。		
定期性総合口座	「ためる・使う・借りる」を一冊にした通帳。イザという時には、定期預金、スーパー定期積金としてお預かりの90%以内、最高500万円まで自動的にご融資させていただきます。	(普通預金) 1円以上	出し入れ自由
		(定期性預金) 100円以上	自動継続定期
貯 蓄 預 金	定期預金よりも便利に自由に使い、30万円型と10万円型の2タイプから計画に合わせてお選びください。使いながら上手に殖やせます。	1円以上	出し入れ自由
通 知 預 金	お預け入れは5千円からで7日以上お預けいただき、ご入用の2日前にお知らせいただけます。	5,000円以上	7日以上
定 期 預 金	一番確かで有利な利率の預金です。まとまったお金を大きく育てる、長期計画の財産づくりに最適です。		
大口定期預金 自由金利型定期預金	まとまった資金の有利な運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上 5年以内
スーパー定期預金 自由金利型定期預金	分散している預金、まとめませんか。証書式と通帳式の2つの方式があります。総合口座定期、通帳式定期はATM（現金自動預払機）でお預入れが可能です。	100円以上	1ヵ月以上 5年以内
期日指定定期預金	1年複利で最長3年の預金です。1年経過後1ヵ月前のご連絡でお引き出し自由。一部だけお引き出しもできます。(個人の方のみ)	100円以上 300万円未満	最長3年 最初の1年は据置
変動金利定期預金	6ヵ月毎に適用利率が変更になります。半年複利型(個人の方のみ)は、半年毎のお利息がそのまま複利運用され満期時にまとめてお受取いただけます。	100円以上	1年以上 3年以内
積立定期預金	積立期間中は、おいくらでも何回でも積立できます。さらにスーパー定期の利率が適用されます。	100円以上	据置期間1ヵ月を含めて6ヵ月以上 15年以内
あぶしん年金 定期預金	当金庫に年金自動振込のご契約をいただいているお客様を対象にスーパー定期1年ものの金利に0.2%を上乗せした定期預金です。お一人様2,000万円までとなっております。(1年物自動継続)	100円以上 2,000万円以内	1年
定 期 積 金 ス ー パ ー 積 金	毎月一定日に一定額をお積立。着実にプランを育てる未来への近道です。はじめませんか、未来への第一歩。	1,000円以上	6ヵ月以上 5年以内
子育て応援定期積金 ファミたん しんきん定期積金	「福島県子育て応援パスポート事業」に協賛し、店頭表示金利に+0.2%でご契約いただけます。「ファミたんカード」をご提示ください。ただし、毎月の積立金は1世帯50,000円が限度となります。	10,000円以上 50,000円以内	3年以上 5年以内
譲 渡 性 預 金	譲渡禁止の特約がない預金です。 ※預金保険制度の対象商品ではありません。	5,000万円以上 1,000万円単位	2週間以上 2年以内

融資業務

(令和6年6月1日現在)

類 種		お使いみち	ご融資限度額	期 間	
地方創生	地方創生ローン(法人)	運転・設備資金、投機等を除く健全な資金、借換資金	1,000万円	手形貸付: 1年以内 証書貸付: 10年以内	
	地方創生ローン(個人)	投機等を除く健全な資金、借換資金	500万円	10年以内	
お住いの夢と、それのための「お金の」のために	住宅ローン	新変動金利型 (新短プラ運動)	住宅の新築増改築、住宅建築用土地購入資金 (住宅建築と同時購入) など	5,000万円	30年以内
		中古住宅専用「りらいと」	中古住宅購入及びそれに伴う付帯工事など (ただし、昭和58年4月1日以降の登記物件)	3,000万円	20年以内
		借換専用「りらいふ」	住宅ローンの借換	3,000万円	借換住宅ローンの融資期間から 最長10年延長可
		しんきん保証基金付	住宅の新築増改築、中古住宅の購入、住宅ローンの借換、住宅建築用土地購入資金(住宅建築と同時購入)など	10,000万円	1年以上40年以内
		全国保証(株)付	住宅の新築増改築、中古住宅の購入、住宅ローンの借換、住宅建築用土地購入資金(住宅建築と同時購入)など	10,000万円	35年以内
		無担保住宅借換ローン	住宅ローンの借換	50万円～2,000万円 (対象ローンの残高まで)	6ヵ月以上20年以内 (対象ローンの残存期間に3年加算した期間まで)
		無担保住宅ローン	住宅の新築増改築、中古住宅の購入、住宅ローンの借換など	1,500万円	3ヵ月以上20年以内
		リフォームプラン	増改築、修繕及びそれに伴うインテリア購入など	1,000万円	15年以内
		リフォームローン	増改築、修繕、他金融機関等のリフォームローンの借換資金など	1,500万円	6ヵ月～20年以内
		今すぐ夢を叶えるために	目的自由	個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な消費資金
フリーローン Web完結対応商品	自由 (事業性資金、おまとめ資金も可)			500万円	3ヵ月以上10年以内
あぶくまフリー500 Web完結対応商品	自由 (事業性資金、借換資金も可)			500万円	10年以内
フリーローン NEWファイト君モア	健康で文化的な生活を営むために必要な消費資金			10万円～500万円	1年～10年以内
シルバーライフローン	健康で文化的な生活を営むために必要な消費資金 (満60～69歳の方)			10万円～100万円	1年～5年以内
シニアライフローン	健康で文化的な生活を営むために必要な消費資金 (満60～最終返済時の年齢が満80歳以下の方)			100万円	3ヵ月以上10年以内
職域フリーローン Web完結対応商品	自由 (事業性資金、おまとめ資金も可) ※職域サポート制度を導入されている事業所にお勤めの方限定			500万円	3ヵ月以上10年以内
マイカー資金	カーライフプラン Web完結対応商品		車(新車・中古車)の購入、ローンの借換など	1,000万円	3ヵ月以上10年以内
	ロードサービス付マイカーローン		車(新車・中古車)の購入、ローンの借換など	10万円～1,000万円	6ヵ月以上10年以内
	マイカーローン・モア		車(新車・中古車)の購入、ローンの借換など	10万円～1,000万円 (Web申込みは500万円まで)	10年以内
	ふれあいマイカーローンⅡ		車(新車・中古車)の購入、ローンの借換など	10万円～500万円	10年以内
福祉	福祉プラン		介護用機器の購入設置、老人ホーム入居一時金	500万円	3ヵ月以上10年以内
	子育て応援プラン		出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金	100万円	3ヵ月以上10年以内
教育資金	教育プラン Web完結対応商品		学校納付金、その他教育に必要な資金	1,000万円	3ヵ月以上16年以内
	ドリームズ		学校納付金、その他教育に必要な資金	500万円	7年以内(据置期間を含め15年以内)
	教育カードローン		子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金、及び就学にかかる付帯費用	50万円～500万円 (10万円単位)	カードローン期間5年 証書貸付切替後3ヵ月以上10年以内(卒業後)
その他	シンプルローンモア		教育資金、リフォーム資金、軽自動車購入資金	10万円～100万円	5年以内
	リバイバルローン		融資のお借換え、及びおまとめ資金	10万円～500万円	1年～10年以内
	住宅サポートローン		インテリア・家電等購入資金、引っ越し費用、自動車購入資金、融資のお借換え	500万円	3ヵ月以上40年以内かつ住宅ローンの保証期間内
	住宅サポートローンワイド		健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当する資金 ・申込人またはその家族が必要とする資金 ・融資のお借換え	500万円	3ヵ月以上20年以内
安心便利なカード	カードローン	VIPゴールドⅡ	自由 (事業資金・旧償決済資金は除く)	30・50・100万円	3年以内(自動更新あり)
		MYポケット	自由 (事業資金・旧償決済資金は除く)	10万円～100万円(10万円単位)	3年以内(自動更新あり)
		ポケットMate	自由 (事業資金は除く)	10万円～300万円 (10万円単位)	3年以内(自動更新あり)
		しんきんきゃつする Web完結対応商品	自由 (事業資金は除く)	50万円～900万円 (10万円単位)	3年以内(自動更新あり)
		カードローンファイト君モア	自由(事業資金は除く)	10万円～500万円	2年以内(自動更新あり)
		事業資金	あぶくまパワーサポートⅠ	事業資金カードローン	5,000万円
あぶくまTKC経営者ローン	事業資金(運転資金)		3,000万円	7年以内	
あぶくまビジネスローン1000	事業資金(運転・設備資金)		1,000万円	5年以内	
農業・農家支援ローン「農活力5000」	農業者支援資金(運転・設備資金)		100万円～5,000万円	1年以上7年以内	

融資ご利用に際しての留意事項

- 資金のご用立てにあたりましては、必要な資金を無理なく返済できるようなアドバイスをいたしておりますが、ご利用の際は、計画的なご利用をおすすめいたします。
- お申込みに際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

※詳しくは、当金庫の窓口または渉外担当者へお尋ねください。お客様の夢の実現のために、さまざまなご提案をさせていただきます。

地域とともに

コーポレートデータ

業績の1報告(資料編)

営業の1案内

主な手数料

為替手数料			
(令和6年6月1日現在)			
振込区分	当金庫同一店あて 金 額	当金庫他店あて 金 額	他金融機関あて 金 額
窓口扱い	550円 (本体500円 消費税50円)		880円 (本体800円 消費税80円)
ATMおよび タブレット テレホンバンキング	無料	330円 (本体300円 消費税30円)	550円 (本体500円 消費税50円)
インターネット バンキング ファームバンキング ホームバンキング	無料	330円 (本体300円 消費税30円)	550円 (本体500円 消費税50円)
為替自動振込 (定額自動送金)	初回受付時 1,100円 (本体1,000円 消費税100円)		
	330円 (本体300円 消費税30円)		660円 (本体600円 消費税60円)
送金手数料 (送金小切手)	440円 (本体400円 消費税40円)		660円 (本体600円 消費税60円)
			880円 (本体800円 消費税80円)
代金取立手数料	—	880円 (本体800円 消費税80円)	880円 (本体800円 消費税80円)
			個別取立1,100円※ (本体1,000円 消費税100円)
振込・送金の 組戻料	無 料		1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
取立手形組戻料	無 料		1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
取立手形店頭 呈示料	660円 (本体600円 消費税60円)		
不渡手形返却料	無 料		1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
その他特殊手数料	実 費		

※電子交換所不参加金融機関の手形・小切手および電子交換対象外証券等の個別取立の場合該当します。

ATM 利用手数料				
(令和6年6月1日現在 消費税込)				
	ご利用時間帯	当金庫を含め 福島県内8信用 金庫カード	福島県内8信用 金庫以外の信用 金庫カード	他の金融機関・ 郵貯カード
平日	7:00～ 8:00	無料	110円	取扱不可
	8:00～ 8:45			220円
	8:45～ 18:00		無料	110円
	18:00～ 21:00		110円	220円
	21:00～ 21:30			取扱不可
土曜	8:00～ 9:00	無料	110円	220円
	9:00～ 14:00		無料	110円
	14:00～ 21:00		110円	220円
	21:00～ 21:30			取扱不可
日曜・ 祝日	8:00～ 9:00	無料	110円	220円
	9:00～ 21:00			
	21:00～ 21:30			取扱不可

その他手数料		
(令和6年6月1日現在)		
内 容	区 分	金 額
預金残高証明書 発行手数料	1通につき	都度発行 660円 (本体600円 消費税60円)
		自動発行 440円 (本体400円 消費税40円)
		所定様式以外 1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
通帳・証書・カード再発行手数料	1通につき	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
約束手形用紙代	1冊(50枚)	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)
小切手用紙代	1冊(50枚)	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)
当座預金口座開設手数料	新規開設	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)
マル専口座開設手数料	新規開設	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)
マル専手形用紙代	1枚につき	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
通帳未記入取引照合表 発行手数料	1通につき	550円 (本体500円 消費税50円)
全国キャッシュサービス 利用手数料	1回につき	110円 (本体100円 消費税10円)
自動機器(ATM)時間外 延長利用手数料 (ただし、当金庫のカードをお持ち のお客様は、平日の時間外延長手 数料は無料です。)	1回につき	110円 (本体100円 消費税10円)
貯蓄預金払戻回数超過 手数料	1件につき	110円 (本体100円 消費税10円)
口座管理手数料	年間	1,320円 (本体1,200円 消費税120円)
夜間金庫利用手数料	年間	26,400円 (本体24,000円 消費税2,400円)
貸金庫利用手数料	年間	高さ 120mmタイプ 26,400円 (本体24,000円 消費税2,400円)
		高さ 60mmタイプ 13,200円 (本体12,000円 消費税1,200円)
自己宛小切手発行手数料	1通につき	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
株式払込事務取扱手数料 (払込額に対し)	1件	2.5/1,000×1.10 最低2,750円 (本体2,500円 消費税250円)
個人情報開示請求手数料 (郵送料別途)	1件につき	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
未利用口座管理手数料	年間	1,320円 (本体1,200円 消費税120円)
個人インターネット バンキング基本手数料	1IDにつき 月額	220円 (本体200円 消費税20円)
法人インターネット バンキング基本手数料 (オンラインサービスのみの場合)	1IDにつき 月額	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
法人インターネット バンキング基本手数料 (ファイル伝送サービス(オンライ ンサービス含む))	1IDにつき 月額	2,200円 (本体2,000円 消費税200円)
インターネットバンキ ング用ハードウェアトーク ン発行手数料 (新規・紛失・盗難・電池切れに伴う 再発行時含む)	1台につき	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)
ファームバンキング基本料	1契約につき 月額	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)
ファームバンキング契約料	1契約につき	22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)

円貨両替手数料・金種指定払戻手数料／円貨両替手数料(自動両替機手数料)／多硬貨入金手数料 (令和6年6月1日現在)

円貨両替手数料・金種指定払戻手数料		枚 数		窓 口			
※1 窓口円貨両替枚数は、1日あたりの合計枚数とさせていただきます、「ご持参された合計枚数」と「お受取りになる合計枚数」のいずれか多い方となります。 ※2 金種指定払戻手数料は、万円券を除いた金種枚数を基準として、(※1)と同様に1日あたりの合計枚数となります。		1枚～50枚		無料			
		51枚～500枚		550円(本体500円 消費税50円)			
		501枚～1000枚		1,100円(本体1,000円 消費税100円)			
		1001枚以上		500枚毎に550円加算			
円貨両替手数料 (自動両替機手数料)		枚 数		カードあり		カードなし	
※1 自動両替機手数料は、税込み(内税)とします。 ※2 カードとは、当金庫で発行したキャッシュカードのことです。 ※3 カードでのお取引(手数料無料)については、1日1回で100枚までの利用に限りま す。101枚以上は、カード不要です。(カードなしと同様の手数料)		1枚～100枚		無料		500円	
		101枚～500枚		—		1,000円	
		501枚～1000枚				500枚毎に500円加算	
		1001枚以上					
多硬貨入金手数料		枚 数		窓 口			
※1 硬貨入金枚数は、1日あたりの合計枚数となります。 ※2 多硬貨受入は、預入金およびお振込み各種払込みも含みます。ただし、税金と寄付金 (寄付金は振込手数料免除のもの)を除きます。		1枚～100枚		無料			
		101枚～500枚		550円(本体500円 消費税50円)			
		501枚～1000枚		1,100円(本体1,000円 消費税100円)			
		1001枚以上		500枚毎に550円加算			

融資関係手数料

(令和6年6月1日現在)

内容			区分	金額	
証明書発行手数料	借入金残高証明書発行手数料 支払利息証明書発行手数料		1通	都度発行	660円(本体600円 消費税60円)
				自動発行	440円(本体400円 消費税40円)
				所定様式以外	1,100円(本体1,000円 消費税100円)
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書発行手数料 (住宅金融支援機構は除きます。)		1通	都度発行	660円(本体600円 消費税60円)
				自動発行	440円(本体400円 消費税40円)
				所定様式以外	1,100円(本体1,000円 消費税100円)
	融資見込証明書発行手数料		1通	但し証明金額に対し	2/10,000×1.10 最低 3,300円(本体3,000円 消費税300円) 最高 33,000円(本体30,000円 消費税3,000円)
	同意書・承諾書・登記関係で、下記の証明書を必要とする発行手数料	当金庫資格証明書	1通	2,200円 (本体2,000円 消費税200円)	
当金庫印鑑証明書		2,200円 (本体2,000円 消費税200円)			
開発行為に関する等の同意書発行手数料			1通	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)	
主債務の履行状況に関する情報提供書発行手数料			1通	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)	
不動産担保調査手数料	抵当権・根抵当権の設定額 5,000万円未満		1設定	22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)	
	抵当権・根抵当権の設定額 5,000万円以上1億円未満		1設定	33,000円 (本体30,000円 消費税3,000円)	
	抵当権・根抵当権の設定額 1億円以上		1設定	55,000円 (本体50,000円 消費税5,000円)	
	抵当権・根抵当権の追加担保設定登記 (新規設定に伴う追加担保は除きます。)		1設定	22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)	
	根抵当権の極度増額・減額変更登記		1設定	22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)	
	担保一部解除 (道路等として公的機関に譲渡するために解除する場合は除きます。)		1件	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)	
	営業区域外担保物件調査手数料(調査費用を含みます。)		1件	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)	
手形貸付	実行手数料		1通	1,100円 (本体1,000円 消費税100円)	
証書貸付諸事務手数料	実行手数料	事業資金	1件	5,500円 (本体5,000円 消費税500円)	
		消費資金		2,200円 (本体2,000円 消費税200円)	
		住宅ローン		22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)	
		住宅ローン(保証会社付)		11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)	
	一括繰上返済手数料	500万円以下	1件	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)	
		500万円超1,000万円以下		33,000円 (本体30,000円 消費税3,000円)	
		1,000万円超		55,000円 (本体50,000円 消費税5,000円)	
		他行借換によるもの		元金残高×2%×1.10(上限110万円) (上限100万円 消費税10万円)	
		保証機関・既貸返済条件新規実行		5,500円 (本体5,000円 消費税500円)	
		県年金住宅資金譲受分		30,800円 (本体28,000円 消費税2,800円)	
	一部繰上償還手数料	500万円以下	1回	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)	
		500万円超1,000万円以下		33,000円 (本体30,000円 消費税3,000円)	
		1,000万円超		55,000円 (本体50,000円 消費税5,000円)	
		県年金住宅資金譲受分／特別貸付のみ		22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)	
		県年金住宅資金譲受分／その他一部繰上		22,000円 (本体20,000円 消費税2,000円)	
	期間の延長・割賦金の変更手数料 (お客様からの申出により条件変更を行った場合)		1回	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)	
	金利変更手数料(金利引下げの場合) (お客様からの申出により条件変更を行った場合)		1回	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)	
	固定金利特約期間延長手数料		1回につき	11,000円 (本体10,000円 消費税1,000円)	
その他手数料	保証書発行手数料(新規発行のみ)		1枚	3,300円 (本体3,000円 消費税300円)	
	割引手形取立手数料	他所僚店	1通	440円 (本体400円 消費税40円)	
		他所他行		1,100円 (本体1,000円 消費税100円)	

地域とともに

コーポレートデータ

業績の1報告(資料編)

営業の1案内

主なサービスのご案内

機能サービス

(令和6年6月1日現在)

種 類	内 容 ・ 特 色
為 替	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって全国各地の金融機関と結ばれていますので、迅速にお振込・ご送金・手形・小切手のお取立ができます。
キャッシュカード	当金庫のキャッシュサービスコーナー（ATM：自動現金預払機）をはじめ、全国の信用金庫、銀行、ゆうちょ銀行等でご利用になれます。 当金庫キャッシュサービスコーナーにつきましては、45ページをご参照ください。 ※キャッシュカードの暗証番号はATMでも変更ができます。 ※1日あたりの出金可能額は個人、法人とも50万円です。（ICキャッシュカードは100万円）
しんきんATM ゼロネットサービス	しんきんキャッシュカードなら、全国どこでものしんきんATMでも、平日・土曜のご利用手数料が一部のお時間・お取引におきまして、無料となっております。お得で便利にお使いいただけます。 平日／8:45～18:00の入出金 土曜／9:00～14:00の出金 ※ただし、上記以外の時間帯及び日曜・祝日のATM利用には所定の手数料が必要です。
あぶしん通帳アプリ	紙通帳から通帳アプリに切替ができます。入出金明細の確認、残高照会、専用定期預金の作成、住所・電話番号変更、通帳・キャッシュカードの喪失手続きができます。
各種自動支払サービス	電気料・電話料金等の公共料金やお子様の学費等、お客様の口座から自動的にお支払い。手続きは簡単です。
給与振込サービス	お給料やボーナスが会社から直接お客様の口座に振込まれます。給料日が出張や休暇と重なった場合でも全国の「しんきんキャッシュサービスコーナー」等でお引き出しができます。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金・共済年金等、各種年金のお受取日に、お客様の預金口座へ自動的にお振込みいたします。
貸金庫サービス (東支店北原出張所に設置)	お客様にとって大切なものを安全に保管していただくためにご利用ください。
ATM振込サービス	ご指定振込先口座にATMを利用し、お振込ができるサービスです。
定期預金 ATM預入取扱	ATMにて定期預金のお預入れができます。店頭表示金利に+0.05%の金利優遇にて取扱い中です。取扱期間等、詳細につきましては窓口までお問い合わせください。
デビットカード	全国のJ-Debit加盟店でお手持ちのキャッシュカードでお買い物。現金いらずでスピーディー。小銭の煩わしさもありません。
インターネット バンキングサービス	スマートフォン・パソコンで手軽にご利用できます。法人の方もご利用になれます。
テレホンバンキング サービス	いつでもどこでも電話1本でOK！ 残高やお取引明細の照会、振込・振替ができます。
F - N E T 代金回収サービス	お客様の売上代金等を、県内金融機関の自動振替機能を活用し、お客様の預金口座に一括でご入金する代金回収サービスです。
しんきん電子記録 債権サービス	電子債権記録法に基づき、でんさいネットを利用して提供する決済サービスです。手形に代わる電子記録債権をインターネット(PC)を通じて記録することで、安全・簡易・迅速に、お支払いや譲渡を行うことができます。
スポーツ振興くじ(toto) 払戻業務	当せん金の払い戻しをお取扱しております。(取扱店:本店営業部、いわき支店)
個人向け国債の窓口販売	1万円から購入できる10年満期 変動金利型と、5年満期・3年満期 固定金利の国債で、半年ごとに利子が受け取れます。安心・手軽な「個人向け国債」、あなたもはじめてみませんか？
地方債の窓口販売	ふくしま復興・創生県民債(期間5年固定金利)は安全性が確保された地方債です。 住民参加型市場公募地方債を資産運用にお役立てください。
投資信託の窓口販売	多彩なラインナップからお選びいただける投資信託。お客様にぴったりのファンドをお選びください。
保険窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・窓販シニアサポーター（年金受給口座開設者向け）普通傷害保険と、生命保険「一時払終身保険」や医療保険を全店で取扱っております。
信託商品	お客様の円滑な相続・生前贈与のニーズにお応えするため、しんきん相続信託「こころのバトン」と、しんきん暦年信託「こころのリボン」をお取扱いしております。 ※当金庫は信金中央金庫の信託契約代理店となります。
しんきんiDeCo (個人型確定拠出年金)	お客様ご自身が掛金を拠出し、ご自身で選んだ商品を運用しながら将来の年金を積み立てていく商品です。
国民年金基金	自営業・フリーランスの皆様の老齢基礎年金に上乗せする、公的な年金制度です。 税制優遇を受けていただきながら、老後の生活に備えることができます。
ケイエール	複数金融機関の口座残高や入出金履歴の一括管理。ポータル上から相談できる「経営相談窓口」を設置しています。中小企業のデジタル化を支援します。

開示項目記載ページ一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しており、この規定における各項目は以下に記載しています。

単体ベースのディスクロージャー項目 (信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	22
(2)理事・監事の氏名および役職名	22
(3)会計監査人の氏名又は名称	22
(4)事務所の名称および所在地	44～45

2. 金庫の主要な事業の内容 13・50～54

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	6
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	35
①経常収益	
②経常利益、又は経常損失	
③当期純利益、又は当期純損失	
④出資総額および出資総口数	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高	
⑩出資に対する配当率	
⑪出資に対する配当金	
⑫会員数	
⑬役員数（うち常勤役員数）	
⑭職員数	
⑮単体自己資本比率	
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益および業務粗利益率	34
イ.業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益 （投資信託解約損益を除く。）	34
ウ.資金運用収支、役務取引収支、およびその他業務収支	34
エ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回りおよび利鞘	34～35
オ.受取利息および支払利息の増減	34
カ.総資産経常利益率	35
キ.総資産当期純利益率	35
②預金に関する指標	29
③貸出金等に関する指標	30～31
④有価証券に関する指標	31～33

4. 金庫の事業運営に関する事項

(1)リスク管理の体制	15
(2)法令遵守の体制	14
(3)中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	2～5・7
(4)金融ADR制度への対応	17

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1)貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	24～28
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに 掲げるものの合計額	7
①破産更正債権及びこれらに準ずる債権	
②危険債権	
③三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
④貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
⑤正常債権	
(3)自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項	6・36～43
(4)次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益	31～33
①有価証券	

②金銭の信託	
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
④金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項	
(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	30
(6)貸出金償却の額	30
(7)金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、 損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書 について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	28

6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に 重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 28～29

7.直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に 係る内部監査の有効性を確認した旨 28

金融再生法に基づく開示項目 (金融再生法7条における規定)

資産の査定の公表 7

自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項（告示） (バーゼルⅢ国内基準第3の柱に基づく開示)

単体ベースの開示	36～43
1.自己資本の構成に関する開示事項	36
2.定量的な開示事項	
(1)自己資本の充実度に関する事項	37
(2)オペレーショナル・リスクに関する事項	38
(3)信用リスクに関する事項 （リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー 及び証券化エクスポージャーを除く）	38～40
(4)信用リスク削減手法に関する事項	40
(5)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに 関する事項	40～41
(6)証券化エクスポージャーに関する事項	41
(7)出資等エクスポージャーに関する事項	42
(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー に関する事項	42
(9)金利リスクに関する事項	42～43

地域貢献に関する情報開示 1～19

1.全般に関する事項	
2.預金に関する事項（地域からの資金調達の状況）	
3.貸出金に関する事項（地域への資金供給の状況）	
4.取引先への支援等（地域との繋がり）	
5.その他運用に関する事項	
6.今期決算に関する事項（決算の概要）	
7.文化的・社会的貢献に関する事項	
8.地域貢献の体制整備	

総代会等に関する情報開示 20～21

1.総代会の仕組み	
2.総代候補者選考基準	
3.総代の選任方法	
4.総代会の決議事項等	
5.総代の氏名・就任回数	
6.総代の年代別・職業別・業種別構成比	

表紙写真：相馬野馬追（南相馬市）

編集・発行

あぶくま信用金庫 総合企画部
〒975-0003 福島県南相馬市原町区栄町2-4
TEL (0244)23-5132 (代表)
URL <http://www.abukuma.co.jp/>



このディスクロージャーはFSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙に、環境にやさしい植物油インキを使用して印刷しています。